

国立研究開発法人物質・材料研究機構 中長期目標 新旧対照表(案)

下線部は改正部分

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	備考 (理由)
<p>(略)</p> <p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>2. 研究成果の情報発信及び活用促進</p> <p>機構は、得られた研究成果を新たな価値創造に結びつけることを目指し、成果の社会における認知度を高め、社会還元につなげていく。また、産学官連携による研究情報の蓄積・発信体制の強化を図り、我が国における研究情報の好循環と戦略的な社会実装を促す。これらの目標を達成するための措置については中長期計画において定める。</p> <p>2.1 広報・アウトリーチ活動及び情報発信 (略)</p> <p>2.2 知的財産の活用促進</p> <p>機構は、得られた研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、1. 1の基礎研究及び基盤的研究開発により優れた知的財産を創出するとともに、権利化を図り、様々な連携スキームを活用して組織的かつ積極的に質の高い実施許諾を始めた技術移転に取り組む。さらに、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者(成果活用事業者)に対する出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。また、企業連携を実施するに当たり、機構と相手企業が相互にメリットを追求できるような知的財産の取扱いを常に念頭に置きつつ、柔軟に対応するものとする。さらに、実用化された製品についてはグローバル市場における販売が想定されるため、外国特許の出願を重視し、特許性や市場性等を考慮しつつ、費用対効果の観点から厳選して出願・権利化を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>2. 研究成果の情報発信及び活用促進</p> <p>機構は、得られた研究成果を新たな価値創造に結びつけることを目指し、成果の社会における認知度を高め、社会還元につなげていく。また、産学官連携による研究情報の蓄積・発信体制の強化を図り、我が国における研究情報の好循環と戦略的な社会実装を促す。これらの目標を達成するための措置については中長期計画において定める。</p> <p>2.1 広報・アウトリーチ活動及び情報発信 (略)</p> <p>2.2 知的財産の活用促進</p> <p>機構は、得られた研究成果の多様な応用分野への波及を目指し、1. 1の基礎研究及び基盤的研究開発により優れた知的財産を創出するとともに、権利化を図り、様々な連携スキームを活用して組織的かつ積極的に技術移転に取り組むことで、質の高い実施許諾を行うものとする。また、企業連携を実施するに当たり、機構と相手企業が相互にメリットを追求できるような知的財産の取扱いを常に念頭に置きつつ、柔軟に対応するものとする。さらに、実用化された製品についてはグローバル市場における販売が想定されるため、外国特許の出願を重視し、特許性や市場性等を考慮しつつ、費用対効果の観点から厳選して出願・権利化を行うものとする。</p>	<p>出資等の業務に関する記載の追加</p>

国立研究開発法人物質・材料研究機構の評価に関する評価軸等について(案)

平成 3 1 年 〇 月 〇 日

文部科学省研究振興局参事官(ナノテクノロジー・物質・材料担当) 付

研究領域等		評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発	機能性材料領域	○科学技術基本計画において国が取り組むべき課題の解決に繋がる成果が創出されているか	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が取り組むべき課題解決に資する取組の進捗 ・未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出に資する取組の進捗 ・領域間での連携や大学・産業界との連携の取組の成果 ・理事長のリーダーシップが発揮されるマネジメント体制の構築・運用状況等 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーズ育成研究の成果・プロジェクト研究の成果(論文数、論文の質に関する指標(TOP10%論文数、平均インパクト・ファクタ等)) ・公募型研究、産学独連携の成果(連携機関数、規模)等
	エネルギー・環境材料領域	○未来の産業創造と社会変革に向けた「超スマート社会」の実現に繋がる成果が創出されているか	
	磁性・スピントロニクス材料領域	○将来を見据えた未知なる課題への対応力を強化するための基盤技術が蓄積されているか	
	構造材料領域	○世界最高水準の研究開発成果が創出されているか ○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか	
	ナノ材料領域	○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応しているか(該当事例があった場合のみ)	
	先端材料解析技術領域	等	
	情報統合型物質・材料研究領域	等	
研究成果の情報発信及び活用促進	広報・アウトリーチ活動の推進	○社会に向けて、物質・材料研究や機構の活動、研究成果等をわかりやすく説明し、理解を得ていく取組を積極的に推進しているか	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の活動や研究成果に対する理解・認知度の向上を図る取組等の成果 ・機構の研究成果の普及を図るための理解増進や利活用のための取組の成果等 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民各層から幅広く理解されるためのアウトリーチ活動の実施件数 ・国際シンポジウム、学協会での発表、学術誌への投稿・
	研究成果等の情報発信	○機構の研究成果等に対する理解が増進し、利活用が促進されているか 等	

			発表の件数 等
	知的財産の活用促進	○知的財産権の取得・管理・活用は適切になされているか ○得られた研究成果が多様な応用分野に波及しているか 等	《評価指標》 ・様々な連携スキームの活用による技術移転 <u>や成果活用事業者への支援</u> の取組の成果 等 《モニタリング指標》 ・特許性や市場性、費用対効果を考慮した知的財産の出願・権利化の件数、特許実施料収入額 <u>・成果活用事業者からの実施料収入額</u> 等
中核的機関としての活動	施設及び設備の共用	○物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を総合的に行うとともに、イノベーションを強力に牽引する特定国立研究開発法人としての中核的機能を果たしているか	《評価指標》 ・共用設備等を有する研究機関との連携、支援技術の向上のための取組の成果 ・研究者・技術者の養成、資質の向上のための取組の成果 ・研究成果の産業界への橋渡し、実用化に向けた取組の成果 ・事故等調査や国際標準化活動などの社会的ニーズ等に対する取組の成果 等 《モニタリング指標》 ・研究施設・設備の共用件数 ・学術機関との連携件数 ・研究者等の受入・派遣件数(クロスアポイントメント制度
	研究者・技術者の養成と資質の向上	○研究施設・設備を共用するとともに、研究機関のネットワークのハブ機能としての役割を果たし、我が国の物質・材料科学技術の水準向上に貢献しているか	
	物質・材料研究に係る学術連携の構築	○研究者・技術者の養成と資質の向上により、我が国の物質・材料研究を支える知識基盤の維持・発展に貢献しているか ○学術連携の構築により、我が国の物質・材料研究分野での学術的活力を更に高める役割を果たしているか	
	物質・材料研究に係る産業界との連携構築	○研究成果を産業界に橋渡しし、実用化に繋げるため、産業界との連携構築に向けた取組を積極的に行っているか	
	物質・材料研究に係る分析・戦略企画及び情報発信	○機構が、物質・材料研究に対する社会からの要請に応えるため、関連する国家戦略、国際情勢等を定常的に把握・分析、活用、発信しているか	

	その他の中核的機関としての活動	○公的機関からの依頼等に応じた事故等調査協力、物質・材料分野の国際標準化活動が適切に行われているか 等	の適用者数等) 等
--	-----------------	--	--------------

*「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標であり、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標である。実際の運用にあたっては、評価項目に応じて適切な指標を柔軟に選択・設定する。

国立研究開発法人防災科学技術研究所 中長期目標 新旧対照表(案)

下線部は改正部分

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	備考 (理由)
目 次	目 次	
<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成</p> <p>(1) 中核的機関としての産学官連携の推進</p> <p>(2) 基盤的観測網・先端的研究施設の運用・共有促進</p> <p>(3) 研究開発成果の普及・知的財産の活用促進</p> <p>(4) 研究開発の国際的な展開</p> <p>(5) 人材育成</p> <p>(6) 防災行政への貢献</p> <p>2. 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発の推進</p> <p>(1) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進</p> <p>① 地震・津波の観測・予測研究</p> <p>② 火山災害の観測・予測研究</p> <p>(2) 社会基盤の強韌性の向上を目指した研究開発の推進</p> <p>(3) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究の推進</p> <p>① 気象災害の軽減に関する研究</p> <p>② 自然災害ハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究</p> <p><u>※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 防災科学技術研究におけるイノベーションの中核的機関の形成</p> <p>(1) 中核的機関としての産学官連携の推進</p> <p>(2) 基盤的観測網・先端的研究施設の運用・共有促進</p> <p>(3) 研究開発成果の普及・知的財産の活用促進</p> <p>(4) 研究開発の国際的な展開</p> <p>(5) 人材育成</p> <p>(6) 防災行政への貢献</p> <p>2. 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発の推進</p> <p>(1) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発の推進</p> <p>① 地震・津波の観測・予測研究</p> <p>② 火山災害の観測・予測研究</p> <p>(2) 社会基盤の強韌性の向上を目指した研究開発の推進</p> <p>(3) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究の推進</p> <p>① 気象災害の軽減に関する研究</p> <p>② 自然災害ハザード・リスク評価と情報の利活用に関する研究</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>一定の事業等のまとまりの明確化</p>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 中長期目標 新旧対照表 (案)

赤字・下線部は改正部分

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	備考 (理由)
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(略)</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進</p> <p><u>(5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>※Ⅲ. 1. (1)から(5)のそれぞれの事業及びⅢ. 2. から 4. までの事業を一定の事業等のまとまりとする。</u></p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(略)</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献</p> <p>(3) 人材育成業務</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略)</p> <p>II. 中長期目標の期間 (略)</p>	<p>一定の事業等のまとまりの明確化 (左大括弧)</p> <p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p> <p>一定の事業等のまとまりの明確化</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発（略）</p> <p>(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発（略）</p> <p>(3) 放射線影響・被ばく医療研究（略）</p> <p>(4) 量子ビームの応用に関する研究開発</p> <p>科学技術イノベーションの創出を促し、科学技術・学術及び産業の振興に貢献するため、イオン照射研究施設（TIARA）や高強度レーザー発生装置（J-KAREN）をはじめとする加速器やレーザーなどの保有施設・設備はもちろん、機構内外の量子ビーム施設を活用し、物質・材料科学、生命科学、産業応用等にわたる分野の本質的な課題を解決し革新を起こすべく、量子ビームを用いた経済・社会的にインパクトの高い先端的研究を行う。また、これらの分野における成果の創出を促進するため、荷電粒子、光量子等の量子ビームの発生・制御・利用に係る最先端技術を開発するとともに量子ビームの優れた機能を総合的に活用した先導的研究を行う。</p> <p><u>さらに、新たなサイエンスの創出や材料科学、触媒化学、生命科学等の幅広い分野の産業利用等につながる、軟 X 線に強みを持つ高輝度 3GeV 級放射光源（以下「次世代放射光施設」という。）の整備等に係る研究開発を行う。</u></p> <p>(5) 核融合に関する研究開発（略）</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>量子科学技術について、研究開発を行う意義の国民的理解を深めるため、当該研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等</p>	<p>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発</p> <p>(1) 量子科学技術に関する萌芽・創成的研究開発（略）</p> <p>(2) 放射線の革新的医学利用等のための研究開発（略）</p> <p>(3) 放射線影響・被ばく医療研究（略）</p> <p>(4) 量子ビームの応用に関する研究開発</p> <p>科学技術イノベーションの創出を促し、科学技術・学術及び産業の振興に貢献するため、イオン照射研究施設（TIARA）や高強度レーザー発生装置（J-KAREN）をはじめとする加速器やレーザーなどの保有施設・設備はもちろん、機構内外の量子ビーム施設を活用し、物質・材料科学、生命科学、産業応用等にわたる分野の本質的な課題を解決し革新を起こすべく、量子ビームを用いた経済・社会的にインパクトの高い先端的研究を行う。また、これらの分野における成果の創出を促進するため、荷電粒子、光量子等の量子ビームの発生・制御・利用に係る最先端技術を開発するとともに量子ビームの優れた機能を総合的に活用した先導的研究を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 核融合に関する研究開発（略）</p> <p>2. 研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進</p> <p>量子科学技術について、研究開発を行う意義の国民的理解を深めるため、当該研究開発によって期待される成果や社会還元の内容等</p>	<p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>について、適切かつわかりやすい情報発信を行う。</p> <p><u>また、機構の研究開発成果について、その実用化及びこれによるイノベーションの創出を図る。具体的には、特許については、国内出願時の市場性、実用可能性等の審査などを含めた出願から、特許権の取得及び保有までのガイドラインを策定し、特許権の国内外での効果的な実施許諾等の促進に取り組む。加えて、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助を適時適切に行う。</u></p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進（略）</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能（略）</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献（略）</p> <p>(3) 人材育成業務（略）</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進（略）</p> <p><u>(5) 官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</u></p> <p><u>官民地域パートナーシップにより、新たなサイエンスの創出や材料科学、触媒化学、生命科学等の幅広い分野の産業利用等につながる次世代放射光施設の整備等に取り組む。</u>[※]</p> <p><u>※加入金全額の確実なコミットメントが得られた上で、整備に着手するものとする。</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項（略）</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立（略）</p>	<p>について、適切かつわかりやすい情報発信を行う。</p> <p>特許については、国内出願時の市場性、実用可能性等の審査などを含めた出願から、特許権の取得及び保有までのガイドラインを策定し、特許権の国内外での効果的な実施許諾等の促進に取り組む。</p> <p>3. 国際協力や産学官の連携による研究開発の推進（略）</p> <p>4. 公的研究機関として担うべき機能</p> <p>(1) 原子力災害対策・放射線防護等における中核機関としての機能（略）</p> <p>(2) 福島復興再生への貢献（略）</p> <p>(3) 人材育成業務（略）</p> <p>(4) 施設及び設備等の活用促進（略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項（略）</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立（略）</p>	<p>出資等の業務に関する記載の追加</p> <p>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に関する記載の追加</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>2. 業務の合理化・効率化（略）</p> <p>3. 人件費管理の適正化（略）</p> <p>4. 情報公開に関する事項</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項（略）</p>	<p>2. 業務の合理化・効率化（略）</p> <p>3. 人件費管理の適正化（略）</p> <p>4. 情報公開に関する事項</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第145号）に基づき、情報公開を行う。また、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を適切に取り扱う。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項（略）</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項（略）</p>	<p>誤記の修正</p>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の評価に関する評価軸等について（案）

変更部分のみ：赤字・下線は追記部分

	研究領域等	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
量子科学技術及び放射線に係る医学に関する研究開発	量子ビームの応用に関する研究開発領域	<p>○様々な分野の本質的な課題を解決すべく、経済・社会的インパクトが高い、革新に至る可能性のある先進的研究を実施し、優れた成果を生み出しているか</p> <p><u>○高輝度 3GeV 級放射光源（次世代放射光施設）の整備等に係る研究開発に着実に取り組んでいるか</u></p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発マネジメントの取組の実績 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れたテーマ設定がなされた課題の存在 ・優れた成果を創出した課題の存在
研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の促進		<p>○成果のわかりやすい普及及び成果活用が促進できているか</p>	<p>《評価指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発成果のわかりやすい普及及び成果活用の取組の実績 <p>《モニタリング指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合による発展、相乗効果に係る成果の把握と発信の実績 ・シンポジウム・学会での発表等の件数 ・知的財産の創出・確保・活用の質的量的状況 ・<u>機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者への出資等に関する取組の実績</u>

<p>公的研究機関として担うべき機能</p>	<p><u>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等</u></p>	<p><u>○官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備等に着実に取り組んでいるか</u></p>	<p><u>《評価指標》</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備に係る進捗管理の状況</u> </p>
------------------------	---	--	---

国立研究開発法人科学技術振興機構 中長期目標 新旧対照表(案)

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	下線部は改正部分 備考 (理由)
<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. ～2. 5. (略)</p> <p><u>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成20年法律第63号) 第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発 (ムーンショット) を、機構の業務内容や目的に照らし推進する。</u></p>	<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. ～2. 5. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>「ムーンショット型研究開発の推進」の新規実施に伴う変更</p>

国立研究開発法人科学技術振興機構の評価に関する評価軸等について(案)

新設部分のみ

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
2. 知の創造 と経済・社 会的価値へ の転換	2.1. ~2.5. (略) 2.6. ムーン ショット型 研究開発の 推進	(ムーンショット型研究開発の推 進) 平成30年度※ ・国から交付される補助 金による基金を設置し、 研究開発を推進する体制 の整備が進捗したか。	平成30年度※ ・基金の設置及び研究開発 を推進する体制の整備の 進捗
<p>※平成31年度において、「ムーンショット型研究開発制度の基本的考え方について」(平成30年12月20日総合科学技術・イノベーション会議決定)の「2 制度の基本的枠組み」に基づき、内閣府が策定する指針を踏まえた評価軸・評価指標・モニタリング指標を別途定める。</p>			

国立研究開発法人理化学研究所 中長期目標 新旧対照表(案)

下線部は改正部分

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	備考 (理由)
<p>3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進 (前略)</p> <p>特に、外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研究を実施するだけではなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進に資する。</p> <p>産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズの社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観点から、<u>「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20 年法律第 63 号)に基づき、研究所の研究成果について、事業活動において活用等する者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあっせん等により活用を促進する者に対する出資並びに人的及び技術的援助 (以下「出資等」という。)の業務等を行うことにより、</u>研究所の知的財産の管理・活用、法人発ベンチャーの育成・支援のための組織的な取組を強化する。</p> <p>大学との連携にあたっては、複数の分野の研究者が流動性を持ちながら、組織的に連携するハブとしての機能を研究所が中心となって構築し、それぞれの強みを活かしつつ組織や分野の壁を越えた融合研究を展開する場を構築することで、研究所及び連携先の大学による新たな革新的研究シーズの創出につなげるとともに、当該ハブ機能を中核として地方自治体や地域産業との連携を強化し、成果の社会還元につなげる。</p> <p>(後略)</p>	<p>3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進 (前略)</p> <p>特に、外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研究を実施するだけではなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進に資する。</p> <p>産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズの社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観点から、研究所の知的財産の管理・活用、法人発ベンチャーの育成・支援のための組織的な取組を強化する。</p> <p>大学との連携にあたっては、複数の分野の研究者が流動性を持ちながら、組織的に連携するハブとしての機能を研究所が中心となって構築し、それぞれの強みを活かしつつ組織や分野の壁を越えた融合研究を展開する場を構築することで、研究所及び連携先の大学による新たな革新的研究シーズの創出につなげるとともに、当該ハブ機能を中核として地方自治体や地域産業との連携を強化し、成果の社会還元につなげる。</p> <p>(後略)</p>	<p>出資等の業務に関する記載の追加</p>

国立研究開発法人理化学研究所の評価に関する評価軸等について（案）

下線部は追加部分

項目	項目	評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
<p>3.1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p>	<p>理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化</p>	<p>○理事長のリーダーシップの下、研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出するための、他の国立研究開発法人の模範となるような法人運営システムを構築・運用できたか。</p>	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国や社会からの要請の分析や、法人運営に係る適切な評価の実施と、これらを踏まえた理事長のリーダーシップによる法人運営の改善状況 ・人事制度の改革、多様で優れた人材の登用、女性や外国人等が働きやすい 制度の整備及び運用、研究支援機能の構築などの、研究環境の整備状況 ・国内外からの研究者の受け入れと育成・輩出の状況、学生の受入状況 ・海外の研究機関等との連携状況 ・研究成果の発信、アウトリーチ活動の取組状況 ・組織対組織での産業界や大学との連携状況と、これによる研究成果の社会還元等の状況 ・知的財産のマネジメント、ベンチャー創出・育成の進捗状況 ・<u>出資等の業務を通じたイノベーション創出強化に係る取組状況</u> ・新たな科学の開拓・創成の取組状況と、これによる革新的シーズの創出等の成果等 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無期雇用化した職員数 ・研究者の外国人比率、女性比率、研究支援者等の数 ・国内外から受け入れた若手研究者数、大学から受け入れた学生数 ・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等） ・アウトリーチ活動の実施件数 ・国内外の外部の研究機関等との連携数、連携プロジェクト数 ・大型の共同研究等による民間企業からの資金受入状況、特許件数（出願、登録）、10年以上保有している特許の実施化率、研究所発ベンチャー数 ・新たな科学の開拓・創成に係る、卓越した研究実績と高い識見及び指導力を有する研究者（主任研究員）の活動状況、組織・分野横断的な融合研究の実施件数等
	<p>世界最高水準の研究成果を生み出すための研究環境の整備や優秀な研究者の育成・輩出等</p>	<p>○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。</p>	
	<p>関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元の促進</p>		
	<p>我が国の持続的なイノベーション創出を支える新たな科学の開拓・創成</p>		
<p>3.2 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発</p>	<p>革新的知能統合研究</p>	<p>○科学技術基本計画等に挙げられた、我が国や社会からの要請に対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進できているか。</p> <p>○世界最高水準の研究開発成果が創出されているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p> <p>○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。</p>	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における主要な研究開発課題等を中心とした、戦略的な研究開発の進捗状況 ・世界最高水準の研究開発成果の創出、成果の社会還元 ・研究開発の進捗に係るマネジメントの取組等 <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）
	<p>数理創造研究</p>		
	<p>生命医科学研究</p>		
	<p>生命機能科学研究</p>		
	<p>脳神経科学研究</p>		
	<p>環境資源科学研究</p>		
	<p>創発物性科学研究</p>		
	<p>光量子工学研究</p>		
	<p>加速器科学研究</p>		

			<ul style="list-style-type: none"> ・特許件数（出願、登録）、外部資金受入状況、連携数（共同研究等）等
3.3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化	計算科学研究	○中長期目標・中長期計画等に基づき、研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の取組を推進できているか。	<ul style="list-style-type: none"> （評価指標） ・中長期目標・中長期計画等で設定した、主要課題を中心とした、研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の取組の進捗状況 ・高度化、利活用のための卓越した研究開発成果の創出、成果の社会還元 ・外部への共用等を通じた成果創出 ・研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の進捗に係るマネジメントの取組等 （モニタリング指標） ・共用件数等 ・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等） ・特許件数（出願、登録）、外部資金受入状況、連携数（共同研究等）等
	放射光科学研究	○研究所として、高度化、利活用のための卓越した研究成果が創出されているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。	
	バイオリソース研究	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発基盤の外部への共用等を通じ、科学技術や経済社会の発展等に貢献する成果を創出できたか。 ○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。 	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 中長期目標 新旧対照表(案)

中長期目標 (変更案)	現行中長期目標	下線部は改正部分 備考 (理由)
目次 I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 II. 中長期目標の期間 III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項 1. 安全確保に関する事項 2. 核セキュリティ等に関する事項 IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発 2. 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究 3. 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動 4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成 5. 高速炉・ <u>新型炉</u> の研究開発 6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等 <u>7. 敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動</u> <u>8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u> V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 VI. 財務内容の改善に関する事項 VII. その他業務運営に関する重要事項	目次 I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 II. 中長期目標の期間 III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項 1. 安全確保に関する事項 2. 核セキュリティ等に関する事項 IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発 2. 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究 3. 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動 4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成 5. 高速炉の研究開発 6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等 <u>7. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u> V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 VI. 財務内容の改善に関する事項 VII. その他業務運営に関する重要事項	新型炉の研究開発を基礎基盤研究から移動させることによる変更 敦賀地区における廃止措置の項目を新設

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>2. 施設・設備に関する事項</p> <p>3. 国際約束の誠実な履行に関する事項</p> <p>4. 人事に関する事項</p> <p><u>※IV 1. ～8. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。</u></p>	<p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>2. 施設・設備に関する事項</p> <p>3. 国際約束の誠実な履行に関する事項</p> <p>4. 人事に関する事項</p>	<p>事業のまとめりを明記</p>
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定。<u>以下「エネルギー基本計画」という。</u>）において、燃料投入量に対するエネルギー出力の大きさ、優れた安定供給性と効率性、運転コスト、温室効果ガスの排出等の観点から、安全性の確保を大前提に、<u>長期的な</u> エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、エネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。それと同時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。）<u>について、政府及び原子力事業者は、悲惨な事故を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない。</u></p> <p>また、原子力は、エネルギー資源の確保のみならず地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与するための重要な役割を担っており、その研究開発、安全規制、放射性廃棄物問題の解決等については、多大な資源や時間を必要とするため、国の役割が重要となってくる。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であるため、国が前面に立</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定。<u>以下「エネルギー基本計画」という。</u>）において、燃料投入量に対するエネルギー出力の大きさ、優れた安定供給性と効率性、運転コスト、温室効果ガスの排出等の観点から、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、化石燃料に乏しく、その大宗を海外からの輸入に頼らざるを得ない我が国にとって、エネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。それと同時に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。）<u>をはじめとするあらゆる原子力に関する事故の再発の防止のための努力を続けていく必要がある。</u></p> <p>また、原子力は、エネルギー資源の確保のみならず地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与するための重要な役割を担っており、その研究開発、安全規制、放射性廃棄物問題の解決等については、多大な資源や時間を必要とするため、国の役割が重要となってくる。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であるため、国が前面に立</p>	<p>時点更新。表現の適正化</p> <p>「エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）に基づく変更</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>って、取り組む必要がある。</p> <p>機構は、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、自ら取り組むべき事項に特化しつつ、以下のとおり、国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献する。</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発 <u>及び敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動</u> 等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定。以下「<u>第5期科学技術基本計画</u>」という。）、<u>「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会）及び「技術開発・研究開発に対する考え方」（平成30年6月12日原子力委員会決定）</u>等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策等を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉・<u>新型炉</u>の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必</p>	<p>って、取り組む必要がある。</p> <p>機構は、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、自ら取り組むべき事項に特化しつつ、以下のとおり、国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献する。</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定。以下「<u>第5期科学技術基本計画</u>」という。）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策 <u>など</u>を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p>	<p>項目新設に伴う追加</p> <p>表現の適正化 「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会）等を踏まえた変更</p> <p>「エネルギー基本計画」等を踏まえ、新型炉の研究開発を基礎基盤研究から移動させることによる変更</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</p> <p>その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を含め、原子力利用先進国として、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を通じて得られる技術や知見について、世界と共有し、各国の原子力施設における安全性の向上や防災機能の強化をはじめ、安全や核セキュリティ分野での貢献を行う。</p> <p>また、機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）の保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設（J-PARC）での放射性物質漏えい事故に端を発し、機構の組織体制・業務を抜本的に見直すために策定された「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成 25 年 8 月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部、以下「改革の基本的方向」という。）を踏まえ、安全を最優先とし、社会の信頼を得つつその業務を行うとともに、上述の分野の取組への重点化を進める。この一環として、また、量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合することとした（平成 28 年 4 月より、新たに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構として業務開始）。分離された研究開発業務の実施に支障を来すことのないよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との密接な相互連携協力を図る。さらに、保有する施設を安全かつ安定的に稼働するため新規制基準への対応を計画的かつ適切に進める。</p> <p>上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。</p>	<p>その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を含め、原子力利用先進国として、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を通じて得られる技術や知見について、世界と共有し、各国の原子力施設における安全性の向上や防災機能の強化をはじめ、安全や核セキュリティ分野での貢献を行う。</p> <p>また、機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」（以下「もんじゅ」という。）の保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設（J-PARC）での放射性物質漏えい事故に端を発し、機構の組織体制・業務を抜本的に見直すために策定された「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」（平成 25 年 8 月文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部）（以下「改革の基本的方向」という。）を踏まえ、安全を最優先とし、社会の信頼を得つつその業務を行うとともに、上述の分野の取組への重点化を進める。この一環として、また、量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部を機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合することとした（平成 28 年 4 月より、新たに国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構として業務開始）。分離された研究開発業務の実施に支障を来すことのないよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構との密接な相互連携協力を図る。さらに、保有する施設を安全かつ安定的に稼働するため新規制基準への対応を計画的かつ適切に進める。</p> <p>上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項</p> <p>1. 安全確保に関する事項</p> <p>安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、法令遵守を含めた安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、廃止措置に移行する「もんじゅ」・東海再処理施設を含む施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。また、新規</p>	<p>III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項</p> <p>1. 安全確保に関する事項</p> <p>安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、法令遵守を含めた安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、廃止措置に移行する「もんじゅ」・東海再処理施設を含む施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。また、新規</p>	

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>制基準への対応を計画的かつ適切に行う。<u>特に、平成29年度に発生した大洗研究所の燃料研究棟における汚染・被ばく事故等、これまでに発生させた事故・トラブルに係る再発防止対策を確実に実施する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 核セキュリティ等に関する事項 核物質等の管理に当たっては、国際約束及び関連国内法令を遵守して適切な管理を行うとともに、核セキュリティを強化する。<u>また、プルトニウムの平和利用に係る透明性を高めるため、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方」（平成30年7月31日原子力委員会決定）を踏まえ、その利用又は処分等の在り方について検討するとともに、プルトニウムの利用計画を改めて策定した上で、公表していく。加えて、核燃料物質の輸送に係る業務を適切に実施する。</u></p>	<p>制基準への対応を計画的かつ適切に行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 核セキュリティ等に関する事項 核物質等の管理に当たっては、国際約束及び関連国内法令を遵守して適切な管理を行うとともに、核セキュリティを強化する。 <u>また、核燃料物質の輸送に係る業務を適切に実施する。</u></p>	<p>大洗研究所における汚染・被ばく事故等の再発防止対策に係る記載を追記</p> <p>「我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方」（平成30年7月31日原子力委員会決定）を踏まえた追記</p>
<p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発 (1) 廃止措置等に向けた研究開発 <u>「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成29年9月廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議、以下「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」という。）や、NDFが策定する戦略プラン等の方針をはじめ、中長期的な視点での現場ニーズも踏まえつつ、機構の人的資源、研究施設を組織的かつ効率的に最大限活用し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に必要な研究開発に取り組む。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 環境回復に係る研究開発 「福島復興再生基本方針」（平成29年6月閣議決定）等の国の政策</p>	<p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発 (1) 廃止措置等に向けた研究開発 <u>「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（平成25年6月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議、以下「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」という。）や、NDFが策定する戦略プラン等の方針をはじめ、中長期的な視点での現場ニーズも踏まえつつ、機構の人的資源、研究施設を組織的かつ効率的に最大限活用し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に必要な研究開発に取り組む。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 環境回復に係る研究開発 「福島復興再生基本方針」（平成24年7月閣議決定）等の国の政策</p>	<p>時点更新</p> <p>時点更新</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>や社会のニーズを踏まえつつ、環境回復に係る研究開発を実施する。</p> <p>具体的には、福島県環境創造センターを活動拠点として、関係機関と連携しながら環境モニタリング・マッピング技術開発や環境動態に係る包括的評価システムの構築及び除去土壌の減容等に係る基盤技術の開発を進め、その成果について、目標期間半ばを目途に、民間移転等も含めた技術提供を行う。</p> <p>これらの取組により、住民の安全・安心のニーズに応えるべく、住民の帰還やそれに伴う各自治体の計画立案、地元の農林業等の再生等に資する技術や情報等の提供等を行う。</p>	<p>や社会のニーズを踏まえつつ、環境回復に係る研究開発を実施する。</p> <p>具体的には、福島県環境創造センターを活動拠点として、関係機関と連携しながら環境モニタリング・マッピング技術開発や環境動態に係る包括的評価システムの構築及び除去土壌の減容等に係る基盤技術の開発を進め、その成果について、目標期間半ばを目途に、民間移転等も含めた技術提供を行う。</p> <p>これらの取組により、住民の安全・安心のニーズに応えるべく、住民の帰還やそれに伴う各自治体の計画立案、地元の農林業等の再生等に資する技術や情報等の提供等を行う。</p>	
<p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p>	<p>4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p> <p><u>(2) 高温ガス炉とこれによる熱利用技術の研究開発</u></p> <p><u>エネルギー基本計画等に基づき、高温ガス炉技術及びこれによる熱利用技術の研究開発を行うことにより、原子力利用の更なる多様化・高度化の可能性を追求する。</u></p> <p><u>具体的には、発電、水素製造等多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉の実用化に資するため、高温工学試験研究炉（HTTR）について、安全の確保を最優先とした上で、再稼働するまでの間における維持管理経費の削減に努め、新規制基準への適合性確認を受けた後は速やかに再稼働を果たすとともに、「高温ガス炉技術開発に係る今後の研究開発の進め方について」（平成 26 年 9 月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会高温ガス炉技術研究開発作業部会）や将来的な実用化の具体像に係る検討等の国の方針を踏まえ、高温ガス炉の安全性の確証、固有の技術の確立、並びに熱利用系の接続に関する技術の確立に資する研究開発及び国際協力を優先的に実施する。特に、熱利用系の接続試験に向けては、平成 28 年度を目途に研究開発の進捗状況について外部委員会の評価を受け、適切に取組に反映させる。</u></p> <p><u>これらの取組に加え、将来的な実用化に向けた課題や得るべき成果、成果の活用方法等を明確化しつつ、水素製造を含む熱利用に関する要素技術等の研究開発及び HTTR を中心とした人材育成を進める。特</u></p>	<p>「IV.5」へ移動（「エネルギー基本計画」等を踏まえ、新型炉の研究開発を基礎基盤研究から移動させることによる変更）</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>(2) 特定先端大型研究施設の共用の促進 (略)</p> <p>(3) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進 (略)</p>	<p><u>に水素製造技術については、本中長期目標期間内に、工学規模での水素製造の信頼性等工学的な研究開発を完了させるとともに、経済性の観点も踏まえつつ将来の実用化や技術の民間移転等に向けた研究目標及び成果を明確化し、これらの研究成果を取りまとめ、民間等へ移転する道筋をつける。</u></p> <p>(3) 特定先端大型研究施設の共用の促進 (略)</p> <p>(4) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進 (略)</p>	<p>項目番号の修正</p> <p>項目番号の修正</p>
<p>5. 高速炉・<u>新型炉</u>の研究開発 エネルギー基本計画 <u>並びに</u>「高速炉開発の方針」（平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定。）<u>及び当該方針に基づく「戦略ロードマップ」（平成 30 年 12 月原子力関係閣僚会議決定）</u>等において、高速炉は、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等新たな役割が求められている。 <u>また、エネルギー基本計画において、準国産エネルギーに位置付けられる原子力は、安全性・信頼性・効率性の一層の向上に加え、再生可能エネルギーとの共存、水素製造や熱利用といった多様な社会的要請の高まりも見据えた原子力関連技術のイノベーションを促進するという観点が重要であり、水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉等の技術開発を国際協力の下で推進することとされている。さらに、原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術等の開発を進めるため、国は長期的なビジョンを掲げ、民間は創意工夫や知恵を活かしながら、多様な技術間競争と国内外の市場による選択を行うなど、戦略的柔軟性を確保して進めるとされている。</u> <u>このような政策の方向性の下、機構においては、社会環境の変化に</u></p>	<p>5. 高速炉の研究開発 エネルギー基本計画、「高速炉開発の方針」（平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定。）等において、高速炉は、従来のウラン資源の有効利用のみならず、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や核不拡散関連技術等新たな役割が求められている <u>ところであり、</u></p>	<p>新型炉の研究開発を基礎基盤研究から移動させることによる変更 「エネルギー基本計画」及び「戦略ロードマップ」に基づく追記</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p><u>応じて、これまで蓄積してきた高速炉開発及び高温ガス炉開発を中心とする知見について、広く民間との共有を図るという視点の下、民間が取り組む多様な技術開発に対応できるニーズ対応型の研究基盤を維持していくことが必要である。</u></p> <p><u>このため、機構は高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発 及び高温ガス炉技術の高度化に貢献する新型炉研究開発等</u>の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化 <u>と原子力関連技術のイノベーション</u>に貢献する。</p> <p><u>(1) 高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発と研究開発の成果の最大化を目指した国際的な戦略立案</u></p> <p>高速炉の実証技術の確立に向けて、「もんじゅ」の研究開発で得られる経験や照射場としての高速実験炉「常陽」（以下「常陽」という。）等を活用しながら、実証段階にある仏国 ASTRID 炉等の国際プロジェクトへの参画を通じ、高速炉の研究開発を行う。これらの研究開発を円滑に進めるため、常陽については新規制基準への適合性確認を受けて運転を再開し、照射試験等を実施する。</p> <p>なお、仏国 ASTRID 炉等の国際プロジェクトへの参画を通じ、これまでの研究成果や蓄積された技術を十分に同プロジェクトに反映さ</p>	<p>高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発の推進により、我が国の有するこれらの諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する。</p> <p><u>また、「もんじゅ」については、「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針（平成 28 年 12 月原子力関係閣僚会議決定。）に基づき、安全かつ着実な廃止措置の実施への対応を進める。</u></p> <p><u>(1) 「もんじゅ」廃止措置に向けた取組</u></p> <p><u>廃止措置に関する基本的な計画を平成 29 年 4 月を目途に策定し、国内外の英知を結集できるよう、廃止措置における体制を整備する。</u></p> <p><u>廃止措置に関する基本的な計画の策定から、約 5 年半で燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業を、安全確保の下、終了することを目指し、必要な取組を進める。また、今後の取組を進めるにあたっては、原子力規制委員会の規制の下、安全確保を第一とし、地元をはじめとした国民の理解が得られるよう取り組む。</u></p> <p><u>(2) 高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発と研究開発の成果の最大化を目指した国際的な戦略立案</u></p> <p>高速炉の実証技術の確立に向けて、「もんじゅ」の研究開発で得られる経験や照射場としての高速実験炉「常陽」（以下「常陽」という。）等を活用しながら、実証段階にある仏国 ASTRID 炉等の国際プロジェクトへの参画を通じ、高速炉の研究開発を行う。これらの研究開発を円滑に進めるため、常陽については新規制基準への適合性確認を受けて運転を再開し、照射試験等を実施する。</p> <p>なお、仏国 ASTRID 炉等の国際プロジェクトへの参画を通じ、これまでの研究成果や蓄積された技術を十分に同プロジェクトに反映させることが必要であり、そのために必要な人材等を活用するととも</p>	<p>「IV.7」へ移動（「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針について」（平成 29 年 6 月 13 日「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定）等を踏まえ、敦賀地区における廃止措置の項目を新設）</p> <p>項目番号の修正</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>せることが必要であり、そのために必要な人材等を活用するとともに、国際交渉力のある人材を育成する。また、同時に、同プロジェクトの成果を今後の研究開発に活かしていく。研究開発成果は目標期間半ばまでに外部専門家による中間評価を受け、その後の計画に反映させる。</p> <p>(1)や上記の研究開発を進める際には、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、技術的、経済的、社会的なリスクを考慮して、安全かつ効率的な高速炉研究開発の成果を最大化する。このため、高速炉研究開発の国際動向を踏まえつつ、実証プロセスへの円滑な移行や効果的・効率的な資源配分、我が国の高速炉技術・人材の維持・発展を考慮した高速炉研究開発の国際的な戦略を立案し、政府等関係者と方針を合意しながら、政策立案等に貢献する。</p> <p>また、高速炉の安全設計基準案の策定方針を平成27年度早期に策定し、第4世代原子力システムに関する国際フォーラム及び日仏ASTRID協力等の活用により、高速炉の安全設計基準の国際標準化を主導する。</p> <p><u>(2) 高温ガス炉とこれによる熱利用技術の研究開発等</u> <u>エネルギー基本計画等に基づき、高温ガス炉技術及びこれによる熱利用技術の研究開発等を行うことにより、原子力利用の更なる多様化・高度化の可能性を追求する。</u> <u>具体的には、発電、水素製造等多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉の実用化に資するため、高温工学試験研究炉（HTTR）について、安全の確保を最優先とした上で、再稼働するまでの間における維持管理経費の削減に努め、新規基準への適合性確認を受けた後は速やかに再稼働を果たすとともに、「高温ガス炉技術開発に係る今後の研究開発の進め方について」（平成26年9月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会高温ガス炉技術研究開発作業部会）や将来的な実用化の具体像に係る検討等の国の方針を踏まえ、高温ガス炉の安全性の</u></p>	<p>に、国際交渉力のある人材を育成する。また、同時に、同プロジェクトの成果を今後の研究開発に活かしていく。研究開発成果は目標期間半ばまでに外部専門家による中間評価を受け、その後の計画に反映させる。</p> <p><u>(1)や</u>上記の研究開発を進める際には、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、技術的、経済的、社会的なリスクを考慮して、安全かつ効率的な高速炉研究開発の成果を最大化する。このため、高速炉研究開発の国際動向を踏まえつつ、実証プロセスへの円滑な移行や効果的・効率的な資源配分、我が国の高速炉技術・人材の維持・発展を考慮した高速炉研究開発の国際的な戦略を立案し、政府等関係者と方針を合意しながら、政策立案等に貢献する。</p> <p>また、高速炉の安全設計基準案の策定方針を平成27年度早期に策定し、第4世代原子力システムに関する国際フォーラム及び日仏ASTRID協力等の活用により、高速炉の安全設計基準の国際標準化を主導する。</p>	<p>削除</p> <p>「IV.4」から移動、「エネルギー基本計画」に基づく追加</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p><u>確証、固有の技術の確立、並びに熱利用系の接続に関する技術の確立に資する研究開発及び国際協力を優先的に実施する。特に、熱利用系の接続試験に向けては、平成28年度を目途に研究開発の進捗状況について外部委員会の評価を受け、適切に取組に反映させる。</u></p> <p><u>これらの取組に加え、将来的な実用化に向けた課題や得るべき成果、成果の活用方法等を明確化しつつ、水素製造を含む熱利用に関する要素技術等の研究開発及びHTTRを中心とした人材育成を進める。特に水素製造技術については、本中長期目標期間内に、工学規模での水素製造の信頼性等工学的な研究開発を完了させるとともに、経済性の観点も踏まえつつ将来の実用化や技術の民間移転等に向けた研究目標及び成果を明確化し、これらの研究成果を取りまとめ、民間等へ移転する道筋をつける。</u></p>		
<p>6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p>(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発</p> <p>エネルギー基本計画等に基づき、以下の研究開発を推進する。</p> <p>再処理技術の高度化及び軽水炉 MOX 燃料等の再処理に向けた基盤技術の開発に取り組むとともに、これらの成果を基に、核燃料サイクル事業に対し、技術面から支援をする。</p> <p>また、高速炉用 MOX 燃料の製造プロセスや高速炉用 MOX 燃料の再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施することで、将来的な MOX 燃料製造技術及び再処理技術の確立に向けて、有望性の判断に資する成果を得る。</p> <p>さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用、その後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢献する。</p> <p>また、安全確保・リスク低減を最優先とし、貯蔵中の使用済燃料</p>	<p>6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p>(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発</p> <p>エネルギー基本計画等に基づき、以下の研究開発を推進する。</p> <p>再処理技術の高度化及び軽水炉 MOX 燃料等の再処理に向けた基盤技術の開発に取り組むとともに、これらの成果を基に、核燃料サイクル事業に対し、技術面から支援をする。</p> <p>また、高速炉用 MOX 燃料の製造プロセスや高速炉用 MOX 燃料の再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施することで、将来的な MOX 燃料製造技術及び再処理技術の確立に向けて、有望性の判断に資する成果を得る。</p> <p>さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用、その後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢献する。</p> <p>また、安全確保・リスク低減を最優先とし、貯蔵中の使用済燃料</p>	

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>や廃棄物を安全に管理するために新規制基準を踏まえた安全性向上対策に適切に取り組むとともに、潜在的な危険の原因の低減を進めるためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を平成40年度に完了すべく、原子力規制委員会からの指示に基づき提出した東海再処理施設の廃止に向けた計画等を、<u>必要な資源を投入しつつ確実に完遂</u>する。技術開発成果は目標期間半ばまでに外部専門家による中間評価を受け、その後の計画に反映させる。</p>	<p>や廃棄物を安全に管理するために新規制基準を踏まえた安全性向上対策に適切に取り組むとともに、潜在的な危険の原因の低減を進めるためにプルトニウム溶液や高レベル放射性廃液の固化・安定化処理を平成40年度に完了すべく、原子力規制委員会からの指示に基づき提出した東海再処理施設の廃止に向けた計画等を <u>着実に実施</u>する。技術開発成果は目標期間半ばまでに外部専門家による中間評価を受け、その後の計画に反映させる。</p>	<p>原子力規制委員会からの指摘を踏まえ修正</p>
<p><u>7. 敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動</u></p> <p>「もんじゅ」については、「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針（平成28年12月原子力関係閣僚会議決定）に基づき、安全かつ着実な廃止措置の実施への対応 <u>及び廃止措置を進める上で必要となる技術開発</u>を進める。廃止措置に関する基本的な計画を平成29年4月を目途に策定し、国内外の英知を結集できるよう、廃止措置における体制を整備する。廃止措置に関する基本的な計画の策定から、約5年半で燃料の炉心から燃料池（水プール）までの取り出し作業を、安全確保の下、終了することを目指し、必要な取組を進める。<u>また、新型転換炉原型炉「ふげん」については、原子炉周辺機器等の解体撤去を進めるとともに、使用済燃料の搬出に向けて、必要な取組を計画的に進める。</u></p> <p>また、今後の取組を進めるに当たっては、原子力規制委員会の規制の下、安全確保を第一とし、<u>必要な資源を投入しつつ各工程を確実に完遂し</u>、地元をはじめとした国民の理解が得られるよう取り組む。</p>		<p>「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針について」（平成29年6月13日「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定）等を踏まえ、敦賀地区における廃止措置の項目を新設（一部「IV.5」から移動）併せて、「ふげん」に係る記載を追記</p> <p>原子力規制委員会からの指摘を踏まえ修正</p>
<p><u>8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u></p> <p>エネルギー基本計画や第5期科学技術基本計画等を踏まえ、イノベーション創出等に向けた産学官との連携強化、民間の原子力事業者への核燃料サイクル技術支援、国際的な協力・貢献、積極的な情報の公開や広報・アウトリーチ活動の強化による社会からの信頼確保に取り組むとともに、社会へ成果を還元する。なお、情報の取扱</p>	<p><u>7. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</u></p> <p>エネルギー基本計画や第5期科学技術基本計画等を踏まえ、イノベーション創出等に向けた産学官との連携強化、民間の原子力事業者への核燃料サイクル技術支援、国際的な協力・貢献、積極的な情報の公開や広報・アウトリーチ活動の強化による社会からの信頼確保に取り組むとともに、社会へ成果を還元する。なお、情報の取扱</p>	<p>項目番号の修正</p>

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>いに当たっては、核物質防護に関する情報、知的財産の適切な扱いに留意する。</p>	<p>いに当たっては、核物質防護に関する情報、知的財産の適切な扱いに留意する。</p>	
<p>Ⅶ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>(2) 内部統制の強化</p> <p>適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、<u>全ての役職員の</u>コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>	<p>Ⅶ. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p>(2) 内部統制の強化</p> <p>適正かつ効果的・効率的な内部統制を強化するために、コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規程整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、整備状況やこれらが有効に機能していること等について定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能・体制を強化する。研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全性の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。</p> <p>また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月総務省行政管理局長通知）等の事項を参考にしつつ、必要な取組を進めることとする。</p>	<p>コンプライアンスの徹底を図るべき者を明確化</p>
<p>2. 施設・設備に関する事項</p> <p>改革の基本的方向を踏まえて実施した改革において示した施設の廃止を着実に進める。展示施設については、早期に機構が保有する必要性について検証し、必要性がなくなったと認められるものについては着実に処分を進める。展示施設以外の保有資産についても、引き続き機構が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画の下に、処分等を着実に推進する。また、将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに</p>	<p>2. 施設・設備に関する事項</p> <p>改革の基本的方向を踏まえて実施した改革において示した施設の廃止を着実に進める。展示施設については、早期に機構が保有する必要性について検証し、必要性がなくなったと認められるものについては着実に処分を進める。展示施設以外の保有資産についても、引き続き機構が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画の下に、処分等を着実に推進する。また、将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに</p>	

中長期目標（変更案）	現行中長期目標	備考（理由）
<p>廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・重点化、廃止措置に係る計画を策定し <u>各工程を確実に完遂</u> する。<u>その際は、「原子力科学技術委員会原子力施設廃止措置等作業部会中間まとめ」（平成30年4月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力施設廃止措置等作業部会）を踏まえ、廃止措置は安全確保を大前提に、着実な実施が求められる重要な業務であるが、既存技術の組合せによる工程の立案とその実施を中心とした業務であり、研究開発要素を一部有するものの、研究開発業務とは基本的な性格が異なる業務であることを前提として取り組む。</u></p> <p>なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に、更新及び整備を実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ適切に進める。</p>	<p>廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・重点化、廃止措置に係る計画を策定し <u>着実に対応</u> する。</p> <p>なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に、更新及び整備を実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ適切に進める。</p>	<p>原子力施設廃止措置等作業部会中間まとめの考え方を反映</p>
<p>4. 人事に関する事項</p> <p>安全を最優先とした業務運営を基本とし、研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する計画を策定し、<u>戦略的に人材マネジメント</u> に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力の向上 <u>及び国際的にも活躍できるリーダーの育成</u> を図る。</p>	<p>4. 人事に関する事項</p> <p>安全を最優先とした業務運営を基本とし、研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関する計画を策定し戦略的に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力の向上を図る。</p>	<p>原子力委員会からの指摘を受けた修正</p>

独立行政法人水資源機構第4期中期目標（第2回変更）新旧対照表

第4期中期目標（変更後）	第4期中期目標（変更前）
<p>1. ～2. (略)</p> <hr/> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>3-1 水資源開発施設等に管理業務 (略)</p> <p>3-2 水資源開発施設等の建設業務 (略)</p> <p>機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、第4期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく施設の改築等を行うこと。</p> <p>3-2-1 ダム等建設業務 (略)</p> <p>3-2-2 用水路等建設業務</p> <p>(1) 計画的で的確な施設の整備</p> <p>水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>また、事業に付随する業務についても、的確な実施に努めること。</p>	<p>1. ～2. (略)</p> <hr/> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>3-1 水資源開発施設等に管理業務 (略)</p> <p>3-2 水資源開発施設等の建設業務 (略)</p> <p>機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、第4期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく施設の改築等を行うこと。</p> <p>3-2-1 ダム等建設業務 (略)</p> <p>3-2-2 用水路等建設業務</p> <p>(1) 計画的で的確な施設の整備</p> <p>水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。</p> <p>また、事業に付随する業務についても、的確な実施に努めること。</p>

第4期中期目標（変更後）	第4期中期目標（変更前）
<p>< 定量目標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根導水路大規模地震対策事業 平成33年度に事業を完了させる。 ・群馬用水緊急改築事業 平成30年度に事業を完了させる。 ・房総導水路施設緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。 ・木曾川右岸緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。 <p>< 指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額） （平成29年度見込実績：18.5%）（平成42年度までに事業完了） ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成30年度新規）（平成34年度までに事業完了） ・福岡導水施設地震対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成30年度新規）（平成44年度までに事業完了） <p>4.～6. （略）</p>	<p>< 定量目標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根導水路大規模地震対策事業 平成33年度に事業を完了させる。 ・群馬用水緊急改築事業 平成30年度に事業を完了させる。 ・房総導水路施設緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。 ・木曾川右岸緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。 <p>< 指標 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額） （平成29年度見込実績：18.5%）（平成42年度までに事業完了） ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成30年度新規）（平成34年度までに事業完了） <p>4.～6. （略）</p>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標 新旧対照表 (案)

変更後	現行
<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標</p> <p>平成 28 年 3 月 2 日制定 平成 30 年 4 月 1 日改正 <u>平成 31 年 月 日改正</u> 農林水産省 財務省</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 以下の 9 業務を、それぞれ一定の事業等のまとめ (セグメントまたは勘定) として推進し、評価を行う。 ①～⑨ (略) (注) 上記の [] 内は各業務に関連する第 3 の項目の番号を示す。</p> <p><企画・連携推進業務></p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 研究開発成果の社会実装の強化 (1) 研究開発成果の公表 研究開発成果については、成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の必要性等を十分検討する。</p> <p>(2) 技術移転活動の推進 第 3 期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、有望な研究開発成果について、ユーザーが使いやすい形や国民が理解しやすい形での紹介を行う。また、研究後半の段階では、農家ほ場等で実証試験などを行い、研究成果の現場適用の可能性を見極めるとともに技術移転を進める。 農研機構として、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活の質</p>	<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標</p> <p>平成 28 年 3 月 2 日制定 平成 30 年 4 月 1 日改正</p> <p>農林水産省 財務省</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 以下の 9 業務を、それぞれ一定の事業等のまとめ (セグメントまたは勘定) として推進し、評価を行う。 ①～⑨ (略) (注) 上記の [] 内は各業務に関連する第 3 の項目の番号を示す。</p> <p><企画・連携推進業務></p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 研究開発成果の社会実装の強化 (1) 研究開発成果の公表 研究開発成果については、成果情報、学術雑誌等への論文掲載等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の必要性等を十分検討する。</p> <p>(2) 技術移転活動の推進 第 3 期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、有望な研究開発成果について、ユーザーが使いやすい形や国民が理解しやすい形での紹介を行う。また、研究後半の段階では、農家ほ場等で実証試験などを行い、研究成果の現場適用の可能性を見極めるとともに技術移転を進める。 農研機構として、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活の質</p>

の向上への貢献の観点から特に普及が期待される重要な研究開発成果を、行政側とも連携しつつ選定し、重点的に技術移転活動を行う。その際は、必要に応じ、都道府県の普及組織との役割分担を行った上で、農研機構及び研究者自らが、生産者、実需者、民間企業等への技術移転活動を行う。

また、技術移転活動の推進のため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

(3) 規制対応研究の一体的実施

研究開発成果の円滑な社会実装を図るためには、研究開発から産業化・普及までの全体を俯瞰して、それぞれの過程で生じるであろう課題に体系的・計画的に対応するアプローチが必要となる。しかしながら、これまでは研究開発成果を得ることのみに力が注がれ、それら研究開発成果を産業化・実用化するために求められる各種規制への対応の視点や取組が弱く、結果としてそれら規制の壁に阻まれ、研究開発成果を円滑に社会実装できない事例が存在した。

このため、研究開発成果の商品化・事業化までの道行きを見通した上で、食品安全規制、農薬・肥飼料・動物医薬品等の生産資材規制、労働安全規制、生物多様性影響等に関する各種規制が適用される可能性を事前に分析し、その対処方法も含めて研究開発と規制対応研究とを一体的に実施する。

(4) 広報活動の推進

我が国最大の農業・食品産業研究機関として、我が国の農業・食品産業の発展に資する研究情報や成果を、マスメディアやウェブサイト等を活用して、ユーザーが使いやすい形で的確に発信する。また、信頼できる機関として国民に広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。

(5) 国民との双方向コミュニケーション¹³⁾

農研機構及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育や市民講座に参加すること等により、国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握し、研究にフィードバックして、真に国民生活の向上に役立つ研究開発成果の獲得を目指す。併せて、農業研究や農研機構の研究開発成果への理解を促進する。

特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の先端技術を応用した品種開発等に当たっては、科学的かつ客観的な情報を研究開発段階から継続的に発信し、双方向コミュニケーション活動の充実を図

の向上への貢献の観点から特に普及が期待される重要な研究開発成果を、行政側とも連携しつつ選定し、重点的に技術移転活動を行う。その際は、必要に応じ、都道府県の普及組織との役割分担を行った上で、農研機構及び研究者自らが、生産者、実需者、民間企業等への技術移転活動を行う。

(3) 規制対応研究の一体的実施

研究開発成果の円滑な社会実装を図るためには、研究開発から産業化・普及までの全体を俯瞰して、それぞれの過程で生じるであろう課題に体系的・計画的に対応するアプローチが必要となる。しかしながら、これまでは研究開発成果を得ることのみに力が注がれ、それら研究開発成果を産業化・実用化するために求められる各種規制への対応の視点や取組が弱く、結果としてそれら規制の壁に阻まれ、研究開発成果を円滑に社会実装できない事例が存在した。

このため、研究開発成果の商品化・事業化までの道行きを見通した上で、食品安全規制、農薬・肥飼料・動物医薬品等の生産資材規制、労働安全規制、生物多様性影響等に関する各種規制が適用される可能性を事前に分析し、その対処方法も含めて研究開発と規制対応研究とを一体的に実施する。

(4) 広報活動の推進

我が国最大の農業・食品産業研究機関として、我が国の農業・食品産業の発展に資する研究情報や成果を、マスメディアやウェブサイト等を活用して、ユーザーが使いやすい形で的確に発信する。また、信頼できる機関として国民に広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。

(5) 国民との双方向コミュニケーション¹³⁾

農研機構及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育や市民講座に参加すること等により、国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握し、研究にフィードバックして、真に国民生活の向上に役立つ研究開発成果の獲得を目指す。併せて、農業研究や農研機構の研究開発成果への理解を促進する。

特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の先端技術を応用した品種開発等に当たっては、科学的かつ客観的な情報を研究開発段階から継続的に発信し、双方向コミュニケーション活動の充実を図

る。

(6) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表
農業研究の成果が社会に広く普及し大きな波及効果を及ぼすには、通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

7～13 (略)

第4～第6 (略)

【別添1】研究開発の重点化方向と成果の社会実装 (略)

【別添2】種苗管理業務の推進 (略)

用語解説 (略)

る。

(6) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表
農業研究の成果が社会に広く普及し大きな波及効果を及ぼすには、通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

7～13 (略)

第4～第6 (略)

【別添1】研究開発の重点化方向と成果の社会実装 (略)

【別添2】種苗管理業務の推進 (略)

用語解説 (略)

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標 新旧対照表 (案)

変更案	現行
<p>国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標</p> <p>平成 28 年 3 月 2 日 <u>制定</u> <u>平成 31 年 月 日改正</u> 農林水産省</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 以下の 5 業務をそれぞれ一定の事業等のまとまり (セグメント) と して推進し、評価を行う。 ①～⑤ (略) (注) 上記の [] 内は各業務に関連する第 3 の項目の番号を示す。</p> <p><企画・連携推進業務></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研究開発成果の社会実装の強化 (1) 研究開発成果の公表 研究開発成果については、研究成果情報、学術雑誌等への論文掲載 等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の 必要性等を十分検討する。</p> <p>(2) 技術の普及に向けた活動の推進 第 3 期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、JIRCAS 及び研究者自らが、成果の利活用が見込まれる国や地域において、関 係機関等と連携し、技術の普及に向けた活動を行う。 <u>また、技術の普及に向けた活動の推進のため、必要に応じ、科学技 術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成 20 年法律第 63 号) に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</u></p> <p>(3) 広報活動の推進</p>	<p>国立研究開発法人国際農林水産業研究センター中長期目標</p> <p>平成 28 年 3 月 2 日 農林水産省</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 以下の 5 業務をそれぞれ一定の事業等のまとまり (セグメント) と して推進し、評価を行う。 ①～⑤ (略) (注) 上記の [] 内は各業務に関連する第 3 の項目の番号を示す。</p> <p><企画・連携推進業務></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研究開発成果の社会実装の強化 (1) 研究開発成果の公表 研究開発成果については、研究成果情報、学術雑誌等への論文掲載 等により積極的に公表する。その際には、権利化の可能性、秘匿化の 必要性等を十分検討する。</p> <p>(2) 技術の普及に向けた活動の推進 第 3 期中期目標期間までに得られた研究開発成果を含め、JIRCAS 及び研究者自らが、成果の利活用が見込まれる国や地域において、関 係機関等と連携し、技術の普及に向けた活動を行う。</p> <p>(3) 広報活動の推進</p>

信頼できる農業研究機関として国内外で広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。得られた研究開発成果や研究情報は、その活用が見込まれる国・地域等で、各種の手段を活用して的確に発信する。

(4) 国民との双方向コミュニケーション 4)

JIRCAS 及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育に参加すること等により、我が国や関係国の国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握するとともに、農林水産分野における国際的な研究開発や JIRCAS の研究開発成果等への理解を促進する。

(5) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

JIRCAS の成果が開発途上地域等で活用され、関係国や我が国に大きな波及効果を及ぼすには通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を関係国及び我が国の国民に公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

5～6 (略)

第4～第6 (略)

【別添】研究開発の重点化方向と成果の社会実装 (略)

用語解説 (略)

信頼できる農業研究機関として国内外で広く認知されるよう、広報活動のあり方を的確に見直す。得られた研究開発成果や研究情報は、その活用が見込まれる国・地域等で、各種の手段を活用して的確に発信する。

(4) 国民との双方向コミュニケーション 4)

JIRCAS 及び研究者自らが、シンポジウムやイベント、学校教育に参加すること等により、我が国や関係国の国民との継続的な双方向コミュニケーションを進める。これにより、研究開発のニーズ、研究開発に対する期待や不安、懸念等の声を把握するとともに、農林水産分野における国際的な研究開発や JIRCAS の研究開発成果等への理解を促進する。

(5) 研究開発成果の中長期的な波及効果の把握と公表

JIRCAS の成果が開発途上地域等で活用され、関係国や我が国に大きな波及効果を及ぼすには通常長い年月を要する。このため、過去の研究開発成果の社会への貢献についてできるだけ定量的に実績を把握し、その結果を関係国及び我が国の国民に公表するとともに、社会に貢献する研究開発成果の創出を常に強く意識して業務を進める。

5～6 (略)

第4～第6 (略)

【別添】研究開発の重点化方向と成果の社会実装 (略)

用語解説 (略)

変更案	現行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林研究・整備機構中長期目標</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発業務 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組 ア 「橋渡し」機能の強化 国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。</p> <p>(ア) 産学官連携、協力の強化 研究開発成果の実用化に向けて、森林研究・整備機構が中核となり、民間企業や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡しを図る。 <u>また、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林研究・整備機構中長期目標</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発業務 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組 ア 「橋渡し」機能の強化 国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。</p> <p>(ア) 産学官連携、協力の強化 研究開発成果の実用化に向けて、森林研究・整備機構が中核となり、民間企業や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡しを図る。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p>

国立研究開発法人水産研究・教育機構中長期目標新旧対照表（案）

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人水産研究・教育機構 中長期目標</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年〇月〇日変更 農林水産省</p> <p>第 1～第 2 （略）</p> <p>第 3 本中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、研究開発業務における研究課題の重点化、人材育成業務における教育内容の高度化に取り組むとともに両業務の相乗効果の発揮を図るものとする。</p> <p>これらの実現のため研究開発業務においては、研究人材の確保、事業のまとまりごとの適切な資金配分、事業間の連携・融合、研究者の能力を最大限に引き出す研究開発環境の整備、目標達成への達成水準及び達成時期を明確にしたロードマップ策定による進行管理、人材育成業務で育成した人材の活用等による研究開発の成果の最大化やその普及促進等を図るとともに、将来の研究ニーズを見据えた新たな研究シーズの発掘にも取り組むものとする。なお、研究開発業務は別紙のとおり、①水産資源の持続的な利用のための研究開発、②水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発、③海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための基盤研究、の 3 つの課題に重点化し、効率的かつ効果的に研究開発を推進する。</p> <p>人材育成業務については、引き続き山口県下関市に施設及び水産大学の名称を維持し、水産業を担う中核的な人材を育成する教育が持続的に行われるよう、意欲ある学生の確保対策を強化するとともに、研究成果の教育への活用及び水産業界との共同の取組等による自己収入の拡大や教育内容の高度化を推進する。</p> <p>また、研究開発業務と人材育成業務の連携に立脚した、産学官連携による研究成果等の社会還元を推進しイノベーションの創生、地域水産業等との連携及び国民とのコミュニケーション強化の促進に取り組む。</p> <p>なお、1 の研究開発成果の最大化等に向けた取組の強化、2 の研究開発業務の各重点研究課題及び 3 の人材育成業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、別添 1 及び別添 2 に掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人水産研究・教育機構 中長期目標</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 3 月 1 日制定 農林水産省</p> <p>第 1～第 2 （略）</p> <p>第 3 本中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、研究開発業務における研究課題の重点化、人材育成業務における教育内容の高度化に取り組むとともに両業務の相乗効果の発揮を図るものとする。</p> <p>これらの実現のため研究開発業務においては、研究人材の確保、事業のまとまりごとの適切な資金配分、事業間の連携・融合、研究者の能力を最大限に引き出す研究開発環境の整備、目標達成への達成水準及び達成時期を明確にしたロードマップ策定による進行管理、人材育成業務で育成した人材の活用等による研究開発の成果の最大化やその普及促進等を図るとともに、将来の研究ニーズを見据えた新たな研究シーズの発掘にも取り組むものとする。なお、研究開発業務は別紙のとおり、①水産資源の持続的な利用のための研究開発、②水産業の健全な発展と安全な水産物の安定供給のための研究開発、③海洋・生態系モニタリングと次世代水産業のための基盤研究、の 3 つの課題に重点化し、効率的かつ効果的に研究開発を推進する。</p> <p>人材育成業務については、引き続き山口県下関市に施設及び水産大学の名称を維持し、水産業を担う中核的な人材を育成する教育が持続的に行われるよう、意欲ある学生の確保対策を強化するとともに、研究成果の教育への活用及び水産業界との共同の取組等による自己収入の拡大や教育内容の高度化を推進する。</p> <p>また、研究開発業務と人材育成業務の連携に立脚した、産学官連携による研究成果等の社会還元を推進しイノベーションの創生、地域水産業等との連携及び国民とのコミュニケーション強化の促進に取り組む。</p> <p>なお、1 の研究開発成果の最大化等に向けた取組の強化、2 の研究開発業務の各重点研究課題及び 3 の人材育成業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、別添 1 及び別添 2 に掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。</p>

1 研究開発成果の最大化等に向けた取組の強化

国立研究開発法人に課された使命である研究開発成果の最大化及び人材育成の高度化を推進するために、以下のような観点から取組を強化する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 研究成果等の社会還元強化

ア 技術移転活動の推進

研究成果を適切に社会還元していくために、研究開発等については、その企画段階から技術や成果の受け手となる関係者の意見を取り入れる等の方法により、成果の迅速な実用化に向けた取組を進める。また、社会連携推進体制を強化することとし、連携の取組について積極的に募集を行い、案件の増加に努める。

また、研究開発成果のデータベース化やマニュアル作成を行うとともに、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下に、成果の現場への迅速な移転を可能とする体制を構築する。その際、水産大学校（水大校含む。）の卒業生のネットワーク等も活用する。

行政、各種団体、大学、民間企業等の依頼に応じ、機構の有する高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を行うとともに、研究開発成果の効果的な活用及び社会還元に向け、種苗及び標本等の配布を実施するなどして、具体的経済効果の発現に繋げる。

技術移転活動の推進のため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

イ・ウ (略)

(7) ～ (9) (略)

【重要度】 (略)

【優先度】 (略)

【難易度】 (略)

2・3 (略)

第 4 ～ 第 6 (略)

1 研究開発成果の最大化等に向けた取組の強化

国立研究開発法人に課された使命である研究開発成果の最大化及び人材育成の高度化を推進するために、以下のような観点から取組を強化する。

(1) ～ (5) (略)

(6) 研究成果等の社会還元強化

ア 技術移転活動の推進

研究成果を適切に社会還元していくために、研究開発等については、その企画段階から技術や成果の受け手となる関係者の意見を取り入れる等の方法により、成果の迅速な実用化に向けた取組を進める。また、社会連携推進体制を強化することとし、連携の取組について積極的に募集を行い、案件の増加に努める。

また、研究開発成果のデータベース化やマニュアル作成を行うとともに、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下に、成果の現場への迅速な移転を可能とする体制を構築する。その際、水産大学校（水大校含む。）の卒業生のネットワーク等も活用する。

行政、各種団体、大学、民間企業等の依頼に応じ、機構の有する高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を行うとともに、研究開発成果の効果的な活用及び社会還元に向け、種苗及び標本等の配布を実施するなどして、具体的経済効果の発現に繋げる。

イ・ウ (略)

(7) ～ (9) (略)

【重要度】 (略)

【優先度】 (略)

【難易度】 (略)

2・3 (略)

第 4 ～ 第 6 (略)

(別紙) 本中長期目標期間において重点的に推進すべき具体的研究開発(略)

(別添1) 研究開発関係業務に関する評価軸・指標(略)

(別添2) 研究開発関係業務以外の事項の評価の視点・指標(略)

国立研究開発法人水産研究・教育機構に係る政策体系図(略)

(別紙) 本中長期目標期間において重点的に推進すべき具体的研究開発(略)

(別添1) 研究開発関係業務に関する評価軸・指標(略)

(別添2) 研究開発関係業務以外の事項の評価の視点・指標(略)

国立研究開発法人水産研究・教育機構に係る政策体系図(略)

独立行政法人農畜産業振興機構中期目標新旧対照表（案）

変更後	現行
<p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 1 日 <u>制定</u> <u>平成 年 月 日改正</u> 農 林 水 産 省</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、<u>肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</u>、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア <u>肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等</u> <u>肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜産経営安定法」という。）に</u></p>	<p style="text-align: center;">平成 30 年 3 月 1 日 農 林 水 産 省</p> <p>第 1 ・ 第 2 （略）</p> <p>第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア <u>畜産業振興事業</u> <u>肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完</u></p>

変更後	現行
<p><u>基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。</u></p> <p>(ア) <u>肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。</u> (第3期中期目標期間実績：<u>－業務日</u>)</p> <p><u>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</u> (第3期中期目標期間実績：<u>－業務日</u>)</p> <p><u>(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。</u> (第3期中期目標期間実績：<u>－業務日</u>)</p>	<p><u>するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</u></p> <p>(ア) <u>肉用牛対策</u> <u>肉用牛肥育経営の安定を図るため、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、補填金の交付等を行う。</u> <u>このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。</u> (第3期中期目標期間実績：<u>14業務日</u>)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ) 養豚対策</u> <u>養豚経営の安定を図るため、肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、補填金の交付等を行う。生産者補填金については、肉豚生産者からの交付申請を受理した日から17業務日以内に交付する。</u></p>

変更後	現行
<p><u>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</u> <u>(第3期中期目標期間実績：－業務日)</u></p> <p>ウへ移動</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給金の交付等 (略)</p> <p><u>ウ 畜産業振興事業</u> <u>肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）</u></p>	<p>(第3期中期目標期間実績：<u>実績なし</u>)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ) 補完対策</u> <u>肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、肉畜・食肉の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</u> <u>(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</u></p> <p>イ 肉用子牛生産者補給金の交付等 (略)</p> <p><u>(新設)</u> (アの柱書き及び(ウ)補完対策からの移動)</p>

変更後	現行
<p><u>に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</u></p> <p><u>(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</u></p> <p><目標水準の考え方> (第3の1の(1)のA及びイ)</p> <p><u>Aの(A)及び(ウ)については、これまでの制度での交付金交付に係る</u> 対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、<u>法制化後の交付手続の変更</u> を勘案した水準の目標を、イの(A)については、第3期中期目標期間の実績は乳用種だけの交付であったことから、乳用種に加え肉専用種及び交雑種にも交付する場合を考慮し、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。</p> <p>また、イの(イ)については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、<u>Aの(イ)及び(エ)については、イの(イ)と業務内容が類似しているためイの(イ)と同水準の目標を設定した。</u></p>	<p>現行</p> <p><目標水準の考え方> (第3の1の(1)のA <u>の(A)、(イ)</u> 及びイ)</p> <p><u>交付金等を申請する</u> 対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、<u>Aの(A)については、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、Aの(イ)については、現在の事業対象生産者数が減少していること</u> を勘案した水準の目標を、イの(A)については、第3期中期目標期間の実績は乳用種だけの交付であったことから、乳用種に加え肉専用種及び交雑種にも交付する場合を考慮し、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。</p> <p>また、イの(イ)については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p>

変更後	現行
<p>【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、<u>（ウ）</u>及びイの（ア））</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p><u>（削る。）</u></p>	<p>【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、<u>（イ）</u>及びイの（ア））</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p><u>（2）需給調整・価格安定対策</u></p> <p><u>畜産物の価格の安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、指定食肉の買入れ・売渡し等を以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア 指定食肉の売買</u></p> <p><u>指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。</u></p> <p><u>（第3期中期目標期間実績：実績なし）</u></p> <p><u>イ 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助</u></p> <p><u>国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。</u></p> <p><u>（第3中期目標期間実績：実績なし）</u></p> <p><u><目標水準の考え方>（第3の1の（2）のア及びイ）</u></p> <p><u>第3期中期目標期間から制度の仕組みに変更はないこと等を踏まえ、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。</u></p>

変更後	現行
<p><u>(2)</u> 緊急対策 (略)</p> <p><目標水準の考え方> (第3の1の <u>(2)</u>) (略)</p> <p>【難易度：高】(第3の1の <u>(2)</u>) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務</p> <p>(1) 経営安定対策 (略)</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等 <u>・輸入加糖調製品</u> の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> <p>イ でん粉関係業務 (略)</p>	<p><u>(3)</u> 緊急対策 (略)</p> <p><目標水準の考え方> (第3の1の <u>(3)</u>) (略)</p> <p>【難易度：高】(第3の1の <u>(3)</u>) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特産(砂糖・でん粉)関係業務</p> <p>(1) 経営安定対策 (略)</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> <p>イ でん粉関係業務 (略)</p>

変更後	現行
5・6 (略) 第4～第6 (略)	5・6 (略) 第4～第6 (略)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
第 4 期中長期目標 新旧対照表

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 政策体系における NEDO の位置付け</p> <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「エネルギー・環境問題の解決」、「産業技術力の強化」に貢献することをミッションとしている。これを実現するために、NEDO は、これらのミッションに必要となる革新的な技術シーズの創出と多様なシーズを事業化に結びつける「技術開発マネジメント」を推進する。具体的には、世界最先端の技術情報を持つ国内外の産学官組織との対話によりグローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略及びプロジェクト構想を策定するとともに、産学官を組み合わせた最適な体制を構築し、技術開発プロジェクトを資金、研究計画、成果管理・普及、技術評価並びに標準化や規格・規制の整備等あらゆる側面からマネジメントする。また、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献する。さらに、近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する「オープンイノベーション」が革新的な技術シーズの創出を担いつつあることを踏まえ、オープンイノベーションの推進を通じて、革新的な技術を事業化に結びつけるための取組を実施する。</p> <p>NEDO は設立以来、政策実施機関として、政府と産業界との間に立ち、①ナショナルプロジェクト（民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に対し、国の資金提供と技術開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業）、②実証事業（技術の有効性を確認するための実証事業）、③テーマ公募型事業（民間企業等からテーマ提案を募る形態による技術開発事業）、④研究開発型ベンチャー支援事業（研究開発型ベンチャーの技術開発リスクの低減に資する助成等の事業）、⑤国際実証・国際共同事業（非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及びNEDOが外国の技術開発マネジメント機関等とともに行う最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等への支援事業）に係る技術開発マネジメントを実施している。</p> <p>また、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月閣議決定）等において、イノベーションを生み出す環境整備として、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化にNEDOが先行的に取り組むとされたことを受け、第 3 期中長期目標期間中の平成 26 年 4 月に、NEDO 技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）を設置した。TSC においては、世界最先端の技術情報を持つ産学官組織との対話により、グローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定してプロジェクトを企画・構想しつつ、長期的な技術インテリジェンスの向上に取り組んでいる。</p> <p>加えて、NEDO が行うプロジェクトマネジメントは、技術シーズの漸進的進歩ではなく、社会ニーズ・産業ニーズに的確に貢献できる技術の創出を旨としている。具体的には、ナショナルプロジェクトにお</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>1. 政策体系における NEDO の位置付け</p> <p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「エネルギー・環境問題の解決」、「産業技術力の強化」に貢献することをミッションとしている。これを実現するために、NEDO は、これらのミッションに必要となる革新的な技術シーズの創出と多様なシーズを事業化に結びつける「技術開発マネジメント」を推進する。具体的には、世界最先端の技術情報を持つ国内外の産学官組織との対話によりグローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略及びプロジェクト構想を策定するとともに、産学官を組み合わせた最適な体制を構築し、技術開発プロジェクトを資金、研究計画、成果管理・普及、技術評価並びに標準化や規格・規制の整備等あらゆる側面からマネジメントする。また、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献する。さらに、近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する「オープンイノベーション」が革新的な技術シーズの創出を担いつつあることを踏まえ、オープンイノベーションの推進を通じて、革新的な技術を事業化に結びつけるための取組を実施する。</p> <p>NEDO は設立以来、政策実施機関として、政府と産業界との間に立ち、①ナショナルプロジェクト（民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に対し、国の資金提供と技術開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業）、②実証事業（技術の有効性を確認するための実証事業）、③テーマ公募型事業（民間企業等からテーマ提案を募る形態による技術開発事業）、④研究開発型ベンチャー支援事業（研究開発型ベンチャーの技術開発リスクの低減に資する助成等の事業）、⑤国際実証・国際共同事業（非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及びNEDOが外国の技術開発マネジメント機関等とともに行う最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等への支援事業）に係る技術開発マネジメントを実施している。</p> <p>また、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月閣議決定）等において、イノベーションを生み出す環境整備として、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化にNEDOが先行的に取り組むとされたことを受け、第 3 期中長期目標期間中の平成 26 年 4 月に、NEDO 技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）を設置した。TSC においては、世界最先端の技術情報を持つ産学官組織との対話により、グローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定してプロジェクトを企画・構想しつつ、長期的な技術インテリジェンスの向上に取り組んでいる。</p> <p>加えて、NEDO が行うプロジェクトマネジメントは、技術シーズの漸進的進歩ではなく、社会ニーズ・産業ニーズに的確に貢献できる技術の創出を旨としている。具体的には、ナショナルプロジェクトにお</p>

変 更 案	現 行
<p>る、非連続なイノベーションの創出を目的として行われる技術開発関連事業であって、特にリスクの高いもの（以下「非連続ナショナルプロジェクト」という。）の実施やプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を設けて、プロジェクトマネジメントの権限・裁量を付与する取組を通じて、社会ニーズ・産業ニーズを意識した技術開発マネジメントの機能強化を図ってきた。</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢</p> <p>現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）においても、イノベーションを結実させるために必要な産学官の取組が示されている。また、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）においては、統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築の必要性が示されている。</p> <p>① 我が国は、600兆円経済の実現に向け、成長戦略の強力な推進が求められている。成長の実現に向けて、IoT、人工知能（AI）、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。【未来投資戦略2017】</p> <p>② 徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速等を進めるために、省エネルギーに資する技術開発・技術等の国際展開、再生可能エネルギーの低コスト化・高効率化に資する研究開発や使用済製品からの有用金属資源の回収を進めるための技術開発等を戦略的に推進する必要がある。【エネルギー基本計画】</p> <p>また、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされている。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。このため、エネルギー・環境分野については、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等に基づき、エネルギーシステムの統合技術やシステムを構成するコア技術に加え、省エネルギー、蓄エネルギー、創エネルギー、CO2固定化・有効利用の各分野におけるイノベーションを促進する必要がある。【地球温暖化対策計画、エネルギー環境・イノベーション戦略】</p> <p>さらに、地球全体の温室効果ガス排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長へつなげるべく、我が国のエネルギー関連先端技術の国際展開及び途上国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際</p>	<p>る、非連続なイノベーションの創出を目的として行われる技術開発関連事業であって、特にリスクの高いもの（以下「非連続ナショナルプロジェクト」という。）の実施やプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を設けて、プロジェクトマネジメントの権限・裁量を付与する取組を通じて、社会ニーズ・産業ニーズを意識した技術開発マネジメントの機能強化を図ってきた。</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢</p> <p>現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）においても、イノベーションを結実させるために必要な産学官の取組が示されている。また、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）においては、統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築の必要性が示されている。</p> <p>① 我が国は、600兆円経済の実現に向け、成長戦略の強力な推進が求められている。成長の実現に向けて、IoT、人工知能（AI）、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。【未来投資戦略2017】</p> <p>② 徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速等を進めるために、省エネルギーに資する技術開発・技術等の国際展開、再生可能エネルギーの低コスト化・高効率化に資する研究開発や使用済製品からの有用金属資源の回収を進めるための技術開発等を戦略的に推進する必要がある。【エネルギー基本計画】</p> <p>また、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされている。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。このため、エネルギー・環境分野については、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等に基づき、エネルギーシステムの統合技術やシステムを構成するコア技術に加え、省エネルギー、蓄エネルギー、創エネルギー、CO2固定化・有効利用の各分野におけるイノベーションを促進する必要がある。【地球温暖化対策計画、エネルギー環境・イノベーション戦略】</p> <p>さらに、地球全体の温室効果ガス排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長へつなげるべく、我が国のエネルギー関連先端技術の国際展開及び途上国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際</p>

変 更 案	現 行
<p>的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。【地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画】</p> <p>③ Society5.0 の実現を始めとする科学技術イノベーションの推進こそが600兆円経済を実現する成長戦略の鍵であり、官民研究開発投資を拡大していくことが必要不可欠である。エネルギー・資源の安定的な確保、超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現、我が国のものづくり産業の競争力向上といった視点に加えて、国及び国民の安全・安心を確保するために、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。【科学技術・イノベーション総合戦略 2017】</p> <p>④ イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システムの構築として、今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。【未来投資戦略 2017】</p> <p>⑤ 我が国企業は、自前主義からの脱却の遅れや、事業の“選択と集中”等ができていないことから、必ずしも研究開発投資が事業化・企業収益に繋がっていない。また、国際競争の激化等により、研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向にある。このため、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行い、国が中長期的な研究を支援することが必要である。</p> <p>さらに、イノベーションを結実させるのは主として企業であるが、迅速な社会実装に向けて、公的研究機関が企業や大学と協働していくことが不可欠である。グローバルにオープンイノベーションを推進するためには、各主体が強みを生かし、その力を補完的に連携・融合させていく必要があるとされている。また、大企業、中小・ベンチャー企業、大学、公的研究機関に偏在する人材、知、資金の流動性向上に加えて、サイバーセキュリティ対策、知財戦略の推進、先端技術の国際標準化等に官民挙げた取組が必要である。【経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会「中間とりまとめ」】</p> <p>⑥ 統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築が求められており、研究開発の初期段階から標準化を構想していく必要がある。【経済産業省産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方答申」】</p> <p>(別添) 政策体系図</p>	<p>的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。【地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画】</p> <p>③ Society5.0 の実現を始めとする科学技術イノベーションの推進こそが600兆円経済を実現する成長戦略の鍵であり、官民研究開発投資を拡大していくことが必要不可欠である。エネルギー・資源の安定的な確保、超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現、我が国のものづくり産業の競争力向上といった視点に加えて、国及び国民の安全・安心を確保するために、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。【科学技術・イノベーション総合戦略 2017】</p> <p>④ イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システムの構築として、今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。【未来投資戦略 2017】</p> <p>⑤ 我が国企業は、自前主義からの脱却の遅れや、事業の“選択と集中”等ができていないことから、必ずしも研究開発投資が事業化・企業収益に繋がっていない。また、国際競争の激化等により、研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向にある。このため、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行い、国が中長期的な研究を支援することが必要である。</p> <p>さらに、イノベーションを結実させるのは主として企業であるが、迅速な社会実装に向けて、公的研究機関が企業や大学と協働していくことが不可欠である。グローバルにオープンイノベーションを推進するためには、各主体が強みを生かし、その力を補完的に連携・融合させていく必要があるとされている。また、大企業、中小・ベンチャー企業、大学、公的研究機関に偏在する人材、知、資金の流動性向上に加えて、サイバーセキュリティ対策、知財戦略の推進、先端技術の国際標準化等に官民挙げた取組が必要である。【経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会「中間とりまとめ」】</p> <p>⑥ 統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築が求められており、研究開発の初期段階から標準化を構想していく必要がある。【経済産業省産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方答申」】</p> <p>(別添) 政策体系図</p>
<p><u>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</u></p> <p>こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、本中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。</p> <p>① 第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現</p>	<p><u>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</u></p> <p>こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、本中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。</p> <p>① 第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現</p>

変 更 案	現 行
<p>のための中核技術として期待される人工知能（A I）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。</p> <p>また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、長期的、戦略的な取組の中で大胆な温室効果ガス排出量削減を目指す等、中長期的な課題を解決するため、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に注力する。</p> <p>これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。</p> <p>② 第二に、研究開発型ベンチャー企業等の振興、オープンイノベーションを促進する。</p> <p>具体的には、経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだベンチャーの振興が重要である。研究開発型ベンチャーが事業化リスクに加えて研究開発リスクも抱え、収益が上がるまでに時間と資金を多く要するため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施する。また、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方法等に関する共有・普及啓発を行う。さらに、研究開発プロジェクトにおけるオープンイノベーションの推進に向けて、技術分野ごとに競争領域／協調領域を明確化することで、企業、大学、国立研究開発法人等の資源を集約し、効果的かつ効率的に研究開発を進める。</p> <p>③ 第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていく上で、NEDOの技術インテリジェンス機能を強化する。</p> <p>具体的には、国内外の市場の獲得につなげるため、T S Cを中心として、特許庁の技術動向調査や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進め、国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を継続的に行う体制を構築する。また、他国の後追いではなく、世界に先んじたイノベーションの予兆を掴み、萌芽を見出しつつ、我が国の「強み」、「優位性」を活かした技術戦略を策定・実施する。</p>	<p>のための中核技術として期待される人工知能（A I）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。</p> <p>また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、長期的、戦略的な取組の中で大胆な温室効果ガス排出量削減を目指す等、中長期的な課題を解決するため、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に注力する。</p> <p>これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。</p> <p>② 第二に、研究開発型ベンチャー企業等の振興、オープンイノベーションを促進する。</p> <p>具体的には、経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだベンチャーの振興が重要である。研究開発型ベンチャーが事業化リスクに加えて研究開発リスクも抱え、収益が上がるまでに時間と資金を多く要するため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施する。また、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方法等に関する共有・普及啓発を行う。さらに、研究開発プロジェクトにおけるオープンイノベーションの推進に向けて、技術分野ごとに競争領域／協調領域を明確化することで、企業、大学、国立研究開発法人等の資源を集約し、効果的かつ効率的に研究開発を進める。</p> <p>③ 第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていく上で、NEDOの技術インテリジェンス機能を強化する。</p> <p>具体的には、国内外の市場の獲得につなげるため、T S Cを中心として、特許庁の技術動向調査や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進め、国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を継続的に行う体制を構築する。また、他国の後追いではなく、世界に先んじたイノベーションの予兆を掴み、萌芽を見出しつつ、我が国の「強み」、「優位性」を活かした技術戦略を策定・実施する。</p>
<p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>平成 30 年度から始まる第 4 期における N E D O の中長期目標の期間は、5 年間とする。</p> <p>国立研究開発法人たる N E D O は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定により、中長期目標の期間を 5 年以上 7 年以下の範囲で定めるとされている。N E D O には、今後 20 年、30 年先を見据えた有望技術を探求し、世界に先んじてイノベーションの予兆を掴み、具体的な技術戦略を策定して、高度な研究開発マネジメントを推進していくという長期的視点が求められる一方、人工知能（A I）分野等極めて技術革新のスピードが速い技術分野に的確かつ柔軟に対応するこ</p>	<p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>平成 30 年度から始まる第 4 期における N E D O の中長期目標の期間は、5 年間とする。</p> <p>国立研究開発法人たる N E D O は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定により、中長期目標の期間を 5 年以上 7 年以下の範囲で定めるとされている。N E D O には、今後 20 年、30 年先を見据えた有望技術を探求し、世界に先んじてイノベーションの予兆を掴み、具体的な技術戦略を策定して、高度な研究開発マネジメントを推進していくという長期的視点が求められる一方、人工知能（A I）分野等極めて技術革新のスピードが速い技術分野に的確かつ柔軟に対応するこ</p>

変 更 案	現 行
<p>とも強く期待される。このため、中長期目標の期間は通則法に定められた最短の5年間とし、世界の技術革新・イノベーションに係る状況変化に迅速に対応するものとする。</p>	<p>とも強く期待される。このため、中長期目標の期間は通則法に定められた最短の5年間とし、世界の技術革新・イノベーションに係る状況変化に迅速に対応するものとする。</p>
<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から4. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p>	<p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から4. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p>
<p>また、NEDOの業務活動単位が、概ね①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野に分類され、この分類ごとに組織上の責任者を配置して業務を実施することが望ましいことから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とし、評価に当たっては、別紙のとおり、評価単位ごとに1. から4. の評価項目について評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取組むものとする。</p>	<p>また、NEDOの業務活動単位が、概ね①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野に分類され、この分類ごとに組織上の責任者を配置して業務を実施することが望ましいことから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とし、評価に当たっては、別紙のとおり、評価単位ごとに1. から4. の評価項目について評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取組むものとする。</p>
<p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p>	<p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p>
<p>第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。</p>	<p>第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。</p>
<p>(1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化</p>	<p>(1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化</p>
<p>NEDOが行う研究開発プロジェクトについては、事業終了段階での事後評価結果とともに、追跡調査によって把握される結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。</p>	<p>NEDOが行う研究開発プロジェクトについては、事業終了段階での事後評価結果とともに、追跡調査によって把握される結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。</p>
<p>○数値目標 1. - 1</p>	<p>○数値目標 1. - 1</p>
<p>【目標】「基幹目標」</p>	<p>【目標】「基幹目標」</p>
<p>平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の終了5年経過後の実用化達成率（製品化又は上市段階の比率。以下同じ。）は26.2%であるが、平成27年度以降、長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっていること、第3期中長期目標における実用化達成率目標25%以上の数値引き上げは、難易度が低く実用化に近いナショナルプロジェクトの組成につながりかねない懸念が生じるため、第4期中長期目標ではナショナルプロジェクトであって、非連続ナショナルプロジェクト以外のものについては、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも25%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。</p>	<p>平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の終了5年経過後の実用化達成率（製品化又は上市段階の比率。以下同じ。）は26.2%であるが、平成27年度以降、長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっていること、第3期中長期目標における実用化達成率目標25%以上の数値引き上げは、難易度が低く実用化に近いナショナルプロジェクトの組成につながりかねない懸念が生じるため、第4期中長期目標ではナショナルプロジェクトであって、非連続ナショナルプロジェクト以外のものについては、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも25%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。</p>

変 更 案	現 行
<p>加えて、終了5年経過後時点で実用化達成率のみを評価すると、第4期中長期目標期間中に終了するナショナルプロジェクトの実用化達成率は反映されないこととなるため、事業終了後、5年が経過していないナショナルプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクトを除く。）については、事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも50%以上（平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の実績は41%）とすることを目標として、成果の実用化に向けたマネジメントに、より一層取り組むものとし、当該比率を基に実用化達成率の将来予測を行うものとする。</p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>研究開発プロジェクトの実施にかかる成果を測る指標として、実用化に繋がった率をもって評価することが最も適切と考えられるため、当該率をもって評価を行うものとする。ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発であるが、一方でNEDOの技術開発マネジメントによって早期に実用化し社会に実装されることも求められる。このため、社会実装へ向けた進捗状況を示す本目標の重要度は高いものであり、かつ、平成27年3月に第3期中長期目標を変更し、技術シーズの迅速な事業化を促すため、PMへの大幅な権限付与等によるプロジェクトマネジメントの強化を実施しており、この強化した内容を含むNEDOの技術開発マネジメントによる業務成果を直接測るものでもあるため、指標としての優先度も高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>技術開発マネジメントの機能強化を図る等NEDOの業務執行努力によって、実用化達成率が高まるものと考えられるが、一方で研究開発は常に不確実性を有することに加え、平成27年度以降長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっているため、難易度は高とする。</p> <p>（2）技術開発マネジメントの機能強化</p> <p>NEDOが行う技術開発マネジメントについては、事業終了段階での事後評価結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。</p> <p>○数値目標 1. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>第3期中長期目標期間では、NEDOが行った技術開発マネジメントを評価するため、ナショナルプロジェクト終了後に実施する外部評価委員会による事後評価全体の結果について、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率を60%以上とすることを目標としていたが、第4期は、マネジメント結果を直接的に測定できる「研究開発マネジメント」及び「研究開発成果」の評価項目に特化することとし、同評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも70%以上（平成28年度までに事後評価を完了したナショナルプロ</p>	<p>加えて、終了5年経過後時点で実用化達成率のみを評価すると、第4期中長期目標期間中に終了するナショナルプロジェクトの実用化達成率は反映されないこととなるため、事業終了後、5年が経過していないナショナルプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクトを除く。）については、事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも50%以上（平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の実績は41%）とすることを目標として、成果の実用化に向けたマネジメントに、より一層取り組むものとし、当該比率を基に実用化達成率の将来予測を行うものとする。</p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>研究開発プロジェクトの実施にかかる成果を測る指標として、実用化に繋がった率をもって評価することが最も適切と考えられるため、当該率をもって評価を行うものとする。ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発であるが、一方でNEDOの技術開発マネジメントによって早期に実用化し社会に実装されることも求められる。このため、社会実装へ向けた進捗状況を示す本目標の重要度は高いものであり、かつ、平成27年3月に第3期中長期目標を変更し、技術シーズの迅速な事業化を促すため、PMへの大幅な権限付与等によるプロジェクトマネジメントの強化を実施しており、この強化した内容を含むNEDOの技術開発マネジメントによる業務成果を直接測るものでもあるため、指標としての優先度も高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>技術開発マネジメントの機能強化を図る等NEDOの業務執行努力によって、実用化達成率が高まるものと考えられるが、一方で研究開発は常に不確実性を有することに加え、平成27年度以降長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっているため、難易度は高とする。</p> <p>（2）技術開発マネジメントの機能強化</p> <p>NEDOが行う技術開発マネジメントについては、事業終了段階での事後評価結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。</p> <p>○数値目標 1. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>第3期中長期目標期間では、NEDOが行った技術開発マネジメントを評価するため、ナショナルプロジェクト終了後に実施する外部評価委員会による事後評価全体の結果について、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率を60%以上とすることを目標としていたが、第4期は、マネジメント結果を直接的に測定できる「研究開発マネジメント」及び「研究開発成果」の評価項目に特化することとし、同評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも70%以上（平成28年度までに事後評価を完了したナショナルプロ</p>

変 更 案	現 行
<p>プロジェクト 358 件の実績値は 6.8%) とすることを目標とし、その達成状況を評価する。</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>国費を原資とするナショナルプロジェクトでは基本的に成功率を高める取組が求められるところであるが、成功率だけを目標にするとリスクが高い研究開発が実施されにくい懸念が生じる。NEDO が今後取り組むべき 20 年、30 年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられる。このため、現時点ではリスクが高い研究開発テーマにも果敢に挑戦することが求められる。</p> <p>研究開発の企画・立案段階でその研究開発目標が達成できないリスクを定量的に評価することは困難であるが、技術開発リスクが極めて高い一方で成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が極めて大きい非連続ナショナルプロジェクトにつながる技術テーマに積極的に取り組んでいくべきであり、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第 4 期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の 40% 以上とする目標を新たに設ける。</p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>NEDO が今後取り組むべき 20 年、30 年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられ、こうした技術の開発はリスクが極めて高い一方、成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が大きいと考えられるものである。上記の目標設定により、従来型の研究開発に加えて、アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発に挑戦することを促す仕掛けを取り入れ、非連続なイノベーションの創出を加速するチャレンジングな研究開発の推進に適した手法の拡大に取り組むことは、重要度及び優先度がいずれも高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究の創出は、類似技術の発展・改良のための先導研究に比して、大きな発想の転換や独創性のある技術の組み合わせなど、従来の発想にはない高度な提案が必要となるため、相当の困難性が認められるため、難易度は高とする。</p> <p>(4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援</p> <p>研究開発成果を速やかに社会実装につなげるとともに、研究開発成果を取り入れた製品等の国際的な競争力を確保するため、ナショナルプロジェクトの企画段階において、当該分野の技術や関連する規制・標準の動向を把握し、ナショナルプロジェクトの「基本計画」に、研究開発と標準化戦略及び知的財産マネジメン</p>	<p>プロジェクト 358 件の実績値は 6.8%) とすることを目標とし、その達成状況を評価する。</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>国費を原資とするナショナルプロジェクトでは基本的に成功率を高める取組が求められるところであるが、成功率だけを目標にするとリスクが高い研究開発が実施されにくい懸念が生じる。NEDO が今後取り組むべき 20 年、30 年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられる。このため、現時点ではリスクが高い研究開発テーマにも果敢に挑戦することが求められる。</p> <p>研究開発の企画・立案段階でその研究開発目標が達成できないリスクを定量的に評価することは困難であるが、技術開発リスクが極めて高い一方で成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が極めて大きい非連続ナショナルプロジェクトにつながる技術テーマに積極的に取り組んでいくべきであり、その取り組みを促すための数値目標を以下のとおりとする。</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第 4 期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の 40% 以上とする目標を新たに設ける。</p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>NEDO が今後取り組むべき 20 年、30 年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられ、こうした技術の開発はリスクが極めて高い一方、成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が大きいと考えられるものである。上記の目標設定により、従来型の研究開発に加えて、アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発に挑戦することを促す仕掛けを取り入れ、非連続なイノベーションの創出を加速するチャレンジングな研究開発の推進に適した手法の拡大に取り組むことは、重要度及び優先度がいずれも高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究の創出は、類似技術の発展・改良のための先導研究に比して、大きな発想の転換や独創性のある技術の組み合わせなど、従来の発想にはない高度な提案が必要となるため、相当の困難性が認められるため、難易度は高とする。</p> <p>(4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援</p> <p>研究開発成果を速やかに社会実装につなげるとともに、研究開発成果を取り入れた製品等の国際的な競争力を確保するため、ナショナルプロジェクトの企画段階において、当該分野の技術や関連する規制・標準の動向を把握し、ナショナルプロジェクトの「基本計画」に、研究開発と標準化戦略及び知的財産マネジメン</p>

変 更 案	現 行
<p>トを一体的に推進する体制を記載するものとする。また、標準化の中でも先端技術の国際標準化が国際的な競争力を確保するために重要であることから、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。</p> <p>なお、ナショナルプロジェクト以外の事業についてもナショナルプロジェクトに準じて研究開発成果の事業化支援に取り組むものとする。</p> <p>○数値目標 1. - 4</p> <p>【目標】</p> <p>研究開発成果の社会実装及び国際的な競争力確保への取組を評価するため、新たに国際標準化に係る指標を設定する。具体的には、ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、I S O、I E C、フォーラム規格等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第4期中長期目標期間中全体で15%以上（第3期中長期目標期間中における実績は12.9%）とすることを目標とする。なお、国内外の関係機関との連携が必須となる国際標準化活動において、提案をリードすることは、相当の困難性があるものである。</p> <p>（5）上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施</p> <p>上記の（1）から（4）の数値目標を達成するため、以下のとおり、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメントに取り組むものとする。</p> <p>①ナショナルプロジェクトの実施</p> <p>i）企画（Plan）・実施（Do）段階</p> <p>企画段階においては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）等N E D O以外の公的機関が戦略を策定し推進するものを除き、T S Cが策定する技術戦略及びプロジェクト構想に基づき企画立案することを基本とする。プロジェクト構想が策定された段階でPMを選定し、そのPMが主体となって、基本計画の策定、実施体制の構築を行うものとする。なお、PMの選定にあたっては、産業界、大学等、N E D O内外からの登用を含め、当該プロジェクトの技術開発マネジメントに最適な技術開発マネジメント体制を構築する。基本計画には事業終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示すとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題等の社会的課題の解決への貢献、費用対効果等の観点から事前評価を行うものとする。</p> <p>実施段階においては、プロジェクト期間を複数のステージに分割し、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図る「ステージゲート方式」を必要に応じて活用するものとする。また、挑戦的なテーマに対しベンチャー企業等から広く技術やアイデアを募集する観点から、書面審査だけではなく提案者によるデモンストレーション等によるコンテストを設け、その成績に応じて助成金の交付等を行う「アワード方式」についても特性に応じて活用することができるものとする。</p> <p>ii）評価（Check）及び反映・実行（Action）段階</p>	<p>トを一体的に推進する体制を記載するものとする。また、標準化の中でも先端技術の国際標準化が国際的な競争力を確保するために重要であることから、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。</p> <p>なお、ナショナルプロジェクト以外の事業についてもナショナルプロジェクトに準じて研究開発成果の事業化支援に取り組むものとする。</p> <p>○数値目標 1. - 4</p> <p>【目標】</p> <p>研究開発成果の社会実装及び国際的な競争力確保への取組みを評価するため、新たに国際標準化に係る指標を設定する。具体的には、ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、I S O、I E C、フォーラム規格等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第4期中長期目標期間中全体で15%以上（第3期中長期目標期間中における実績は12.9%）とすることを目標とする。なお、国内外の関係機関との連携が必須となる国際標準化活動において、提案をリードすることは、相当の困難性があるものである。</p> <p>（5）上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施</p> <p>上記の（1）から（4）の数値目標を達成するため、以下のとおり、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメントに取り組むものとする。</p> <p>①ナショナルプロジェクトの実施</p> <p>i）企画（Plan）・実施（Do）段階</p> <p>企画段階においては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）等N E D O以外の公的機関が戦略を策定し推進するものを除き、T S Cが策定する技術戦略及びプロジェクト構想に基づき企画立案することを基本とする。プロジェクト構想が策定された段階でPMを選定し、そのPMが主体となって、基本計画の策定、実施体制の構築を行うものとする。なお、PMの選定にあたっては、産業界、大学等、N E D O内外からの登用を含め、当該プロジェクトの技術開発マネジメントに最適な技術開発マネジメント体制を構築する。基本計画には事業終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示すとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題等の社会的課題の解決への貢献、費用対効果等の観点から事前評価を行うものとする。</p> <p>実施段階においては、プロジェクト期間を複数のステージに分割し、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図る「ステージゲート方式」を必要に応じて活用するものとする。また、挑戦的なテーマに対しベンチャー企業等から広く技術やアイデアを募集する観点から、書面審査だけではなく提案者によるデモンストレーション等によるコンテストを設け、その成績に応じて助成金の交付等を行う「アワード方式」についても特性に応じて活用することができるものとする。</p> <p>ii）評価（Check）及び反映・実行（Action）段階</p>

変 更 案	現 行
<p>評価段階においては、中間評価及び事後評価の実施、また、必要に応じて追跡評価を実施することとし、産業界、学界等の外部の専門家・有識者を活用し厳格に行うものとする。</p> <p>また、反映・実行段階においては、各評価結果から得られた技術開発マネジメントに係る多くの知見、教訓、良好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させるとともに、各評価結果について、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。</p> <p>さらに、非連続ナショナルプロジェクトについては、評価段階において、実用化・事業化の見通しに加え、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価する。</p> <p>加えて、過去の実績データを蓄積し、分析することで評価に活かす必要がある。そのため、これまでのNEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続するとともに、第4期中長期目標期間のNEDO技術開発マネジメントで期待される研究成果を予測し、その成果を活用して実用化が期待される製品等の売上げ予測を行うことによって将来的な経済効果（アウトカム）を推計する新たな取組を検討する。</p> <p>iii) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援の具体的な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト企画段階の取組 <p>国内外の市場を獲得するため、有望技術と社会課題・市場課題と当該分野の規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の社会実装に必要な要素を可能な限り特定するものとする。</p> <p>産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）を踏まえ、先端分野や異業種横断分野を中心に、技術開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化を図るため、プロジェクト「基本計画」において標準化に係る取組を具体的に記載してプロジェクトを実施するものとする。その際、技術戦略を踏まえた社会実装への効果の高い国際標準の獲得を目指すものとする。また、鉱工業分野、エネルギー・環境分野における標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化を図るものとする。</p> <p>知的財産マネジメントについては、プロジェクトで創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにするものとする。</p> <p>また、プロジェクトの目的を達成するために、プロジェクト開始までにプロジェクト参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全プロジェクトに適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト終了後の取組 <p>NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的支援を行うとともに、株式会社INCJなど事業化促進に資する機能を有する外部機関と積極的に連携することにより、技術開発の成果の事業化を促進するものとする。</p>	<p>評価段階においては、中間評価及び事後評価の実施、また、必要に応じて追跡評価を実施することとし、産業界、学界等の外部の専門家・有識者を活用し厳格に行うものとする。</p> <p>また、反映・実行段階においては、各評価結果から得られた技術開発マネジメントに係る多くの知見、教訓、良好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させるとともに、各評価結果について、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。</p> <p>さらに、非連続ナショナルプロジェクトについては、評価段階において、実用化・事業化の見通しに加え、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価する。</p> <p>加えて、過去の実績データを蓄積し、分析することで評価に活かす必要がある。そのため、これまでのNEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続するとともに、第4期中長期目標期間のNEDO技術開発マネジメントで期待される研究成果を予測し、その成果を活用して実用化が期待される製品等の売上げ予測を行うことによって将来的な経済効果（アウトカム）を推計する新たな取り組みを検討する。</p> <p>iii) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援の具体的な取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト企画段階の取組 <p>国内外の市場を獲得するため、有望技術と社会課題・市場課題と当該分野の規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の社会実装に必要な要素を可能な限り特定するものとする。</p> <p>産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）を踏まえ、先端分野や異業種横断分野を中心に、技術開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化を図るため、プロジェクト「基本計画」において標準化に係る取組を具体的に記載してプロジェクトを実施するものとする。その際、技術戦略を踏まえた社会実装への効果の高い国際標準の獲得を目指すものとする。また、鉱工業分野、エネルギー・環境分野における標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化を図るものとする。</p> <p>知的財産マネジメントについては、プロジェクトで創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにするものとする。</p> <p>また、プロジェクトの目的を達成するために、プロジェクト開始までにプロジェクト参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全プロジェクトに適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト終了後の取組 <p>NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的支援を行うとともに、産業革新機構など事業化促進に資する機能を有する外部機関と積極的に連携することにより、技術開発の成果の事業化を促進するものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p>また、技術開発の成果を速やかに実用化・事業化に繋げるよう、NEDOとして事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。</p> <p>さらに、技術開発の成果をユーザーにサンプル提供し、その評価結果から課題を抽出する技術シーズマッチングを行う等、技術開発の成果のユーザー・市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。</p> <p>②ナショナルプロジェクト以外の事業の実施（実証事業、テーマ公募型事業、国際実証・国際共同事業）</p> <p>企画（Plan）・実施（Do）段階、評価（Check）及び反映・実行（Action）段階においては、技術戦略策定を除き、1.（5）①に準じて、業務を行うものとする。</p> <p>③国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等</p> <p>世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）を踏まえ、我が国における持続可能な開発の実施指針（平成 28 年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）への対応についても検討する。</p> <p>さらに、日本の技術の海外展開と海外における技術開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n -W i n の関係となるような連携の推進を図る。</p> <p>④各事業の効率的な実施</p> <p>各事業の実施に当たり、事業実施者における交付申請・契約・検査事務などの手続きの公正さを確保しつつ簡素化するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとする。</p> <p>また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発のニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面・手続き面の改善を引き続き行うものとする。</p> <p>⑤各事業における技術流出の防止</p> <p>各事業の実施に当たり、科学技術イノベーション総合戦略 2017 において、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、機微な技術を適切に管理するための体制整備が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を整備するものとする。</p>	<p>また、技術開発の成果を速やかに実用化・事業化に繋げるよう、NEDOとして事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。</p> <p>さらに、技術開発の成果をユーザーにサンプル提供し、その評価結果から課題を抽出する技術シーズマッチングを行う等、技術開発の成果のユーザー・市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。</p> <p>②ナショナルプロジェクト以外の事業の実施（実証事業、テーマ公募型事業、国際実証・国際共同事業）</p> <p>企画（Plan）・実施（Do）段階、評価（Check）及び反映・実行（Action）段階においては、技術戦略策定を除き、1.（5）①に準じて、業務を行うものとする。</p> <p>③国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等</p> <p>世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum)等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）を踏まえ、我が国における持続可能な開発の実施指針（平成 28 年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）への対応についても検討する。</p> <p>さらに、日本の技術の海外展開と海外における技術開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとってW i n -W i n の関係となるような連携の推進を図る。</p> <p>④各事業の効率的な実施</p> <p>各事業の実施に当たり、事業実施者における交付申請・契約・検査事務などの手続きの公正さを確保しつつ簡素化するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとする。</p> <p>また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発のニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面・手続き面の改善を引き続き行うものとする。</p> <p>⑤各事業における技術流出の防止</p> <p>各事業の実施に当たり、科学技術イノベーション総合戦略 2017 において、技術情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、機微な技術を適切に管理するための体制整備が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を整備するものとする。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>(6) 特定公募型研究開発業務の実施</u></p> <p><u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。具体的には、総合科学技術・イノベーション会議が設定する、人々を魅了する野心的な目標及び経済産業省が策定する研究開発構想を踏まえ、NEDOは、研究開発をマネジメントするPMの任命、研究開発の実施及びそれに付随する調査・分析機能等を含む研究開発体制の構築、中間評価・事後評価を含めた研究開発の進捗管理等研究開発の実施を担うものとする。</u></p> <p><u>特定公募型研究開発業務は新たな取組であり、事後評価及び実用化達成率の実績値は存在しない。また、特に先進的で社会的価値の大きい革新的技術の創出のための研究開発等については、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指した従来技術の延長にない、挑戦的な研究開発であることから、研究開発実施期間がより長期に及ぶものであり、第4期中長期目標期間内においては、研究開発の成果が得られないことが見込まれる。</u></p> <p><u>こうした特定公募型研究開発業務の性質を踏まえつつ、NEDOが本業務に積極的に取り組むことを促すため、上記の（1）から（4）の数値目標の一部を本業務にも準用し、具体的な数値目標の適用を以下のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、従来のナショナルプロジェクトに比べて明らかに研究開発の難易度が高く、研究開発リスクが極めて高いため、相当の困難性が認められることから、達成状況の評価においてはその点を考慮するものとする。</u></p> <p><u>○数値目標1.-1の適用について</u></p> <p><u>研究開発期間がより長期間に及ぶものであり、第4期中長期目標期間内に研究開発成果が得られないと見込まれることから、ナショナルプロジェクトの実用化達成率については、達成水準を設定しないこととする。</u></p> <p><u>なお、ナショナルプロジェクトの実用化達成率の実績値と、特定公募型研究開発業務がナショナルプロジェクトと比較して研究開発リスクが極めて高いことを考慮して、特定公募型研究開発業務における採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）が目標とすべき実用化達成率を推計したところ、その参考数値は、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも10%以上となる。</u></p> <p><u>加えて、第4期中長期目標期間内には事後評価に至る採択事業が発生しないことが予想されることから、ナショナルプロジェクトの外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率についても、達成水準を設定しないこととする。</u></p> <p><u>なお、事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率の実績値と、特定公募型研究開発業務がナショナルプロジェクトと比較して</u></p>	<p>[新設]</p>

変 更 案	現 行
<p><u>研究開発リスクが極めて高いことを考慮して、特定公募型研究開発業務におけるステージゲートを通過した採択事業が目標とすべき事後評価等における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を推計したところ、その参考数値は、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも20%以上となる。</u></p> <p><u>○数値目標1.-2の適用について</u></p> <p><u>第4期中長期目標期間内に中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）について、外部評価委員会による中間評価項目のうち、「研究開発マネジメント」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも70%以上とすることを目標とする。</u></p> <p><u>○数値目標1.-4の適用について</u></p> <p><u>特定公募型研究開発業務の研究開発成果は、技術シーズレベルのものであり、特定用途に限らず、幅広い製品・システムに組み入れられる可能性が見込まれることから、国際標準化への提案は、主に次期中長期目標期間以降になるものと考えられる。このため、ステージゲート通過時点における中間評価において、将来、国際標準化の提案を予定する事業数を開示するものとする。</u></p> <p><u>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</u></p> <p>組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組を積極的に推進しつつ、新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成を図るため、NEDOは、①民間ベンチャーキャピタルやカタライザー等と連携した補助事業や研修事業、②オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会等の幅広いネットワークの構築、③ナショナルプロジェクトのマネジメントで培ってきた先進的技術に関する高い目利き能力を活かした支援を実施してきているところ。</p> <p>これらのリソースを活かし、第4期中長期目標期間においては、NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間資金や政府資金を研究開発型ベンチャーのシード期に引き込み、「技術とマネーの結節点」として研究開発型ベンチャー・エコシステム創出のハブとして機能するとともに、他公的支援機関等と連携しつつ官民のベンチャー支援のハブを担うことを目指すものとする。</p> <p>この取組を促すため、第4期中長期目標における数値目標を以下のとおり掲げ、その達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標2.-1</p> <p>【目標】</p> <p>イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援に意識的に</p>	<p><u>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</u></p> <p>組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組を積極的に推進しつつ、新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成を図るため、NEDOは、①民間ベンチャーキャピタルやカタライザー等と連携した補助事業や研修事業、②オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会等の幅広いネットワークの構築、③ナショナルプロジェクトのマネジメントで培ってきた先進的技術に関する高い目利き能力を活かした支援を実施してきているところ。</p> <p>これらのリソースを活かし、第4期中長期目標期間においては、NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間資金や政府資金を研究開発型ベンチャーのシード期に引き込み、「技術とマネーの結節点」として研究開発型ベンチャー・エコシステム創出のハブとして機能するとともに、他公的支援機関等と連携しつつ官民のベンチャー支援のハブを担うことを目指すものとする。</p> <p>この取組を促すため、第4期中長期目標における数値目標を以下のとおり掲げ、その達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標2.-1</p> <p>【目標】</p> <p>イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援に意識的に</p>

変 更 案	現 行
<p>取り組む観点から、新規採択額（<u>特定公募型研究開発業務を除く。</u>）に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合について20%以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>※中堅企業：従業員1,000人未満又は売上1,000億円未満の企業であって中小企業を除く。</p> <p>○数値目標2.-2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み（2.25倍）から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p>【重要度：高】、【優先度：高】</p> <p>NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの資金を呼び込む上で、「技術とマネーの結節点」としてベンチャー支援のハブとなる役割を果たすことが最も重要であり、優先的に取り組むべきものであることから、重要度及び優先度が高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>研究開発型ベンチャーの初期段階の研究開発リスクの低減をNEDOの支援により実施しつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの投資等の資金を呼び込むものであるが、民間ベンチャーキャピタル等の投資規模の判断についてNEDOが決定できるものではないことに加え、世界的な金融危機が発生した際には投資額が大きく落ち込むなど金融経済情勢に大きく左右される外的要因もあるため。</p> <p>また、オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャー企業の育成に係る取組を以下の（1）及び（2）のとおり行うものとする。</p> <p>（1）オープンイノベーションの促進</p> <p>近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組が重要となってきたことから、第3期中長期目標期間において、その取組を促進すべく、技術ニーズとシーズのマッチングの推進、中堅・中小・ベンチャー企業の共同研究等支援の取組を実施してきたところである。</p> <p>第4期中長期目標期間においては、引き続き、我が国企業のオープンイノベーションの取組を促進すべく、産業界の取組への関与・支援、技術ニーズと技術シーズのマッチングを促進するとともに、中堅・中小・ベンチャー企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の能力を有する機関との共</p>	<p>取り組む観点から、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合について20%以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>※中堅企業：従業員1,000人未満又は売上1,000億円未満の企業であって中小企業を除く。</p> <p>○数値目標2.-2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み（2.25倍）から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p>【重要度：高】、【優先度：高】</p> <p>NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの資金を呼び込む上で、「技術とマネーの結節点」としてベンチャー支援のハブとなる役割を果たすことが最も重要であり、優先的に取り組むべきものであることから、重要度及び優先度が高いものである。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>研究開発型ベンチャーの初期段階の研究開発リスクの低減をNEDOの支援により実施しつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの投資等の資金を呼び込むものであるが、民間ベンチャーキャピタル等の投資規模の判断についてNEDOが決定できるものではないことに加え、世界的な金融危機が発生した際には投資額が大きく落ち込むなど金融経済情勢に大きく左右される外的要因もあるため。</p> <p>また、オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャー企業の育成に係る取組を以下の（1）及び（2）のとおり行うものとする。</p> <p>（1）オープンイノベーションの促進</p> <p>近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組が重要となってきたことから、第3期中長期目標期間において、その取組を促進すべく、技術ニーズとシーズのマッチングの推進、中堅・中小・ベンチャー企業の共同研究等支援の取組を実施してきたところである。</p> <p>第4期中長期目標期間においては、引き続き、我が国企業のオープンイノベーションの取組を促進すべく、産業界の取組への関与・支援、技術ニーズと技術シーズのマッチングを促進するとともに、中堅・中小・ベンチャー企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の能力を有する機関との共</p>

変 更 案	現 行
<p>同研究への支援を行うものとする。</p> <p>(2) 研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>NEDOはこれまで中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、研究開発助成等による研究開発リスクの低減に貢献してきており、第3期中長期目標期間には、研究開発型ベンチャー企業等の育成を図ることを目的として、シーズ発掘から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまでのシームレスな支援環境の構築等を実施してきたところである。</p> <p>経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成がより一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進する。</p> <p>上記事業の実施に当たっては、我が国におけるベンチャー・エコシステムの構築が重要であることに鑑み、諸外国の先進的な取組も参考にしつつ、ベンチャーキャピタル及び事業会社等との協調支援の取組を一層推進し、研究開発型ベンチャー企業の成長と新陳代謝を促進する環境づくりを行うほか、官民の支援機関及び地方との連携体制を強化し、研究開発型ベンチャー企業の一層の底上げを図る。さらに、我が国における企業意識の醸成・浸透に係る取組を行う。特に、NEDOの支援を受けた研究開発型ベンチャー企業の成功事例の紹介に努めるものとする。</p> <p>また、1.(5)②に準じて、業務を行うものとする。</p> <p><u>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</u></p> <p>(1) 技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定</p> <p>TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握し、それら情報に基づいて、技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析するとともに、産学官の連携によりその市場の獲得につなげるための戦略を策定するものとする。そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく技術戦略の策定に関する機能及び能力の向上に取り組むものとする。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する技術戦略を目指す。</p> <p>また、技術戦略の策定にあたっては、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携による課題解決に向けた取組を促進するものとする。その際、技術戦略の客観性を担保するため、情報の取扱に注意しつつ、策定途中の技術戦略案のとりまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。</p> <p>さらに、海外事務所も最大限活用して、TSCの技術情報収集・分析に関する機能強化及び技術戦略策定能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、NEDO事業推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組</p>	<p>同研究への支援を行うものとする。</p> <p>(2) 研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>NEDOはこれまで中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、研究開発助成等による研究開発リスクの低減に貢献してきており、第3期中長期目標期間には、研究開発型ベンチャー企業等の育成を図ることを目的として、シーズ発掘から民間リスクマネーの獲得、事業化の支援に至るまでのシームレスな支援環境の構築等を実施してきたところである。</p> <p>経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成がより一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進する。</p> <p>上記事業の実施に当たっては、我が国におけるベンチャー・エコシステムの構築が重要であることに鑑み、諸外国の先進的な取組も参考にしつつ、ベンチャーキャピタル及び事業会社等との協調支援の取組を一層推進し、研究開発型ベンチャー企業の成長と新陳代謝を促進する環境づくりを行うほか、官民の支援機関及び地方との連携体制を強化し、研究開発型ベンチャー企業の一層の底上げを図る。さらに、我が国における企業意識の醸成・浸透に係る取組を行う。特に、NEDOの支援を受けた研究開発型ベンチャー企業の成功事例の紹介に努めるものとする。</p> <p>また、1.(5)②に準じて、業務を行うものとする。</p> <p><u>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</u></p> <p>(1) 技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定</p> <p>TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握し、それら情報に基づいて、技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析するとともに、産学官の連携によりその市場の獲得につなげるための戦略を策定するものとする。そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく技術戦略の策定に関する機能及び能力の向上に取り組むものとする。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する技術戦略を目指す。</p> <p>また、技術戦略の策定にあたっては、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携による課題解決に向けた取り組みを促進するものとする。その際、技術戦略の客観性を担保するため、情報の取扱に注意しつつ、策定途中の技術戦略案のとりまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。</p> <p>さらに、海外事務所も最大限活用して、TSCの技術情報収集・分析に関する機能強化及び技術戦略策定能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、NEDO事業推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組</p>

変 更 案	現 行
<p>みを導入するものとする。</p> <p>加えて、科学技術イノベーション総合戦略 2017 で指摘されているように、技術力は我が国の経済・社会活動を支える基盤であるとともに、国及び国民の安全・安心を確保するための基盤ともなっており、安全保障に資する技術を幅広く活用し、民生分野における科学技術イノベーションを促進することも期待される。このため、我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握などについて、科学技術の変化により安全保障を巡る環境にもたらされる影響を含めて俯瞰し、ゲームチェンジャーとなる可能性のあるような先進技術について技術情報の収集・分析を行う体制を整備することが必要である。</p> <p>(2) 人材の流動化促進、育成</p> <p>技術インテリジェンスの向上を図るため、T S Cにおいて、内部人材の育成を図るとともに、クロスアポイントメント制度の活用、外部人材の中途採用、国立研究開発法人等の研究機関や大学における研究者等幅広い人事交流を行うものとする。</p> <p>また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・N E D Oを含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM人材のキャリアパスの確立に貢献するものとする。</p> <p>(3) 情報発信の推進</p> <p>N E D Oの技術インテリジェンスの成果である技術戦略について、積極的にセミナー等による情報発信を推進することにより、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人等の研究者との連携を深めることでN E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るものとする。</p> <p>なお、N E D Oが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標 3. - 1</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>最新の技術動向や市場動向を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、先見性の高い技術戦略の策定を評価するためには、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながった比率を指標とすることが合理的である。一方で、研究開発プロジェクトを創出するためだけの技術戦略という位置付けではない。</p> <p>このため、経済産業省からの運営費交付金に基づく研究開発プロジェクトだけではなく、民間主導や他府</p>	<p>みを導入するものとする。</p> <p>加えて、科学技術イノベーション総合戦略 2017 で指摘されているように、技術力は我が国の経済・社会活動を支える基盤であるとともに、国及び国民の安全・安心を確保するための基盤ともなっており、安全保障に資する技術を幅広く活用し、民生分野における科学技術イノベーションを促進することも期待される。このため、我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握などについて、科学技術の変化により安全保障を巡る環境にもたらされる影響を含めて俯瞰し、ゲームチェンジャーとなる可能性のあるような先進技術について技術情報の収集・分析を行う体制を整備することが必要である。</p> <p>(2) 人材の流動化促進、育成</p> <p>技術インテリジェンスの向上を図るため、T S Cにおいて、内部人材の育成を図るとともに、クロスアポイントメント制度の活用、外部人材の中途採用、国立研究開発法人等の研究機関や大学における研究者等幅広い人事交流を行うものとする。</p> <p>また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・N E D Oを含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM人材のキャリアパスの確立に貢献するものとする。</p> <p>(3) 情報発信の推進</p> <p>N E D Oの技術インテリジェンスの成果である技術戦略について、積極的にセミナー等による情報発信を推進することにより、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人等の研究者との連携を深めることでN E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るものとする。</p> <p>なお、N E D Oが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標 3. - 1</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>最新の技術動向や市場動向を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、先見性の高い技術戦略の策定を評価するためには、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながった比率を指標とすることが合理的である。一方で、研究開発プロジェクトを創出するためだけの技術戦略という位置付けではない。</p> <p>このため、経済産業省からの運営費交付金に基づく研究開発プロジェクトだけではなく、民間主導や他府</p>

変 更 案	現 行
<p>省の公募型事業を含む産学官連携プロジェクトにつながった技術戦略の比率に目標を設定することで、技術インテリジェンスの向上を促すものとする。</p> <p>具体的には、産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略（大幅改訂を含む）割合を、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも延べ110%以上（第3期中長期目標期間中の実績は80%）とする目標を新たに設ける。</p> <p>なお、産学連携研究開発プロジェクトには、経済産業省からの運営費交付金に基づいてNEDOが実施する研究開発プロジェクトのほか、複数の民間企業や大学等が資金を分担して実施する共同研究開発や、他省庁・他国立研究開発法人等の研究開発プロジェクトにおける実施件数も含むものとする。</p> <p>【重要度】高、【優先度】高、【難易度】高</p> <p>最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、研究開発プロジェクトを創出するための技術戦略という位置付けにはしていない。したがって、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながるかどうかは、如何に先見性の高い技術戦略を策定できるかということによるため、技術戦略の数以上の産学連携研究開発プロジェクト数を求める上記の目標を設定することにより、NEDOに先見性の高い技術戦略を作成することを促し、加えて、先見性の高い技術戦略を作成するために必要となる国内外の有望技術の発掘にもNEDOが注力することによってNEDO自身の技術インテリジェンス能力の向上を図るもの。</p> <p>また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行ったうえで、国が中長期的な研究を支援していくことが求められており、その戦略分野の見極めを行う役割を担うTSCの技術インテリジェンス機能の向上が第4期中長期目標の重要なミッションとして位置付けられていることから、本目標の重要度及び優先度は高とする。</p> <p>なお、国内外の有望技術の発掘には、特許庁の技術動向調査等行政機関の調査研究や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、地道な研究論文の調査、国内外の多くの研究者との直接対話等から、その技術的内容を理解して整理することが必要。また、技術戦略を取りまとめるためには、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要であり、これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った先見性の高い技術戦略を策定することには、相当の困難性が伴うため、本目標の難易度は高とする。</p> <p>○数値目標 3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業（<u>戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。</u>）に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>4. 技術分野ごとの目標</p>	<p>省の公募型事業を含む産学官連携プロジェクトにつながった技術戦略の比率に目標を設定することで、技術インテリジェンスの向上を促すものとする。</p> <p>具体的には、産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略（大幅改訂を含む）割合を、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも延べ110%以上（第3期中長期目標期間中の実績は80%）とする目標を新たに設ける。</p> <p>なお、産学連携研究開発プロジェクトには、経済産業省からの運営費交付金に基づいてNEDOが実施する研究開発プロジェクトのほか、複数の民間企業や大学等が資金を分担して実施する共同研究開発や、他省庁・他国立研究開発法人等の研究開発プロジェクトにおける実施件数も含むものとする。</p> <p>【重要度】高、【優先度】高、【難易度】高</p> <p>最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、研究開発プロジェクトを創出するための技術戦略という位置付けにはしていない。したがって、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながるかどうかは、如何に先見性の高い技術戦略を策定できるかということによるため、技術戦略の数以上の産学連携研究開発プロジェクト数を求める上記の目標を設定することにより、NEDOに先見性の高い技術戦略を作成することを促し、加えて、先見性の高い技術戦略を作成するために必要となる国内外の有望技術の発掘にもNEDOが注力することによってNEDO自身の技術インテリジェンス能力の向上を図るもの。</p> <p>また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行ったうえで、国が中長期的な研究を支援していくことが求められており、その戦略分野の見極めを行う役割を担うTSCの技術インテリジェンス機能の向上が第4期中長期目標の重要なミッションとして位置付けられていることから、本目標の重要度及び優先度は高とする。</p> <p>なお、国内外の有望技術の発掘には、特許庁の技術動向調査等行政機関の調査研究や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、地道な研究論文の調査、国内外の多くの研究者との直接対話等から、その技術的内容を理解して整理することが必要。また、技術戦略を取りまとめるためには、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要であり、これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った先見性の高い技術戦略を策定することには、相当の困難性が伴うため、本目標の難易度は高とする。</p> <p>○数値目標 3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業（<u>内閣府が戦略を策定し推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業を除く。</u>）に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>4. 技術分野ごとの目標</p>

変 更 案	現 行
<p>第4期中長期目標期間における技術分野ごとの取組は、「未来投資戦略2017」、「エネルギー基本計画」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等の政府の方針を踏まえ、以下の分野ごとに技術開発を実施するものとし、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において、分野ごとに長期的に目指すべき目標及び第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準を明示して取り組むものとする。</p> <p>また、世界的な技術革新や市場動向の状況を十分に把握しつつ、必要に応じて中長期計画又は年度計画における達成すべき技術水準・技術開発目標をより野心的なものに見直す等の対応を適切に行うものとする。</p> <p>【エネルギーシステム分野】</p> <p>「エネルギー基本計画」、「水素基本戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入加速、蓄電池などのエネルギーの貯蔵手段の確保、水素の利活用を着実に進めること等が求められている。このため、再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー、波力・潮力等の海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用の低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発、再生可能エネルギー発電の既存システムへの接続量増加のためのシステム運用技術の高度化や送配電機器の技術実証、蓄電池などのエネルギー貯蔵に関する技術開発、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術開発や社会実装等を戦略的に推進するものとする。さらに、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け我が国の再生可能エネルギー、蓄電池、水素等のエネルギーシステム分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。加えて、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、蓄エネルギー分野では次世代蓄電池、水素等製造・貯蔵・利用、創エネルギー分野では次世代太陽光発電、次世代地熱発電が特定されるとともに、AI、ビッグデータ、IoT等の活用によるエネルギーシステム統合技術の重要性についても言及している。これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする</p> <p><u>加えて、特定公募型研究開発業務を行うものとする。</u></p> <p>【省エネルギー・環境分野】</p> <p>「エネルギー基本計画」に基づき、徹底した省エネルギー社会の実現、化石燃料の製鉄及び発電利用にあたって環境負荷を低減しつつ利用すること等が求められている。このため、省エネルギー・温室効果ガス排出削減に資する技術開発、水素還元を活用することで温室効果ガス排出量を根本的に下げるための環境調和型製鉄プロセス技術開発及び発電効率を大きく向上させることで発電量当たりの温室効果ガス排出量を抜本的に下げるための高効率火力発電技術開発を推進するとともに、化石燃料の徹底的な効率利用を図りつつ、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）の実用化を目指した技術開発等を戦略的に推進するものとする。</p> <p>さらに、フロン対策技術、リサイクルシステムの構築に向けた技術開発等の3R技術及び水循環技術に関する</p>	<p>第4期中長期目標期間における技術分野ごとの取り組みは、「未来投資戦略2017」、「エネルギー基本計画」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等の政府の方針を踏まえ、以下の分野ごとに技術開発を実施するものとし、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において、分野ごとに長期的に目指すべき目標及び第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準を明示して取り組むものとする。</p> <p>また、世界的な技術革新や市場動向の状況を十分に把握しつつ、必要に応じて中長期計画又は年度計画における達成すべき技術水準・技術開発目標をより野心的なものに見直す等の対応を適切に行うものとする。</p> <p>【エネルギーシステム分野】</p> <p>「エネルギー基本計画」、「水素基本戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入加速、蓄電池などのエネルギーの貯蔵手段の確保、水素の利活用を着実に進めること等が求められている。このため、再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー、波力・潮力等の海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用の低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発、再生可能エネルギー発電の既存システムへの接続量増加のためのシステム運用技術の高度化や送配電機器の技術実証、蓄電池などのエネルギー貯蔵に関する技術開発、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術開発や社会実装等を戦略的に推進するものとする。さらに、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け我が国の再生可能エネルギー、蓄電池、水素等のエネルギーシステム分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。加えて、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、蓄エネルギー分野では次世代蓄電池、水素等製造・貯蔵・利用、創エネルギー分野では次世代太陽光発電、次世代地熱発電が特定されるとともに、AI、ビッグデータ、IoT等の活用によるエネルギーシステム統合技術の重要性についても言及している。これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。</p> <p>【省エネルギー・環境分野】</p> <p>「エネルギー基本計画」に基づき、徹底した省エネルギー社会の実現、化石燃料の製鉄及び発電利用にあたって環境負荷を低減しつつ利用すること等が求められている。このため、省エネルギー・温室効果ガス排出削減に資する技術開発、水素還元を活用することで温室効果ガス排出量を根本的に下げるための環境調和型製鉄プロセス技術開発及び発電効率を大きく向上させることで発電量当たりの温室効果ガス排出量を抜本的に下げるための高効率火力発電技術開発を推進するとともに、化石燃料の徹底的な効率利用を図りつつ、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）の実用化を目指した技術開発等を戦略的に推進するものとする。</p> <p>さらに、フロン対策技術、リサイクルシステムの構築に向けた技術開発等の3R技術及び水循環技術に関する</p>

変 更 案	現 行
<p>る技術開発・技術実証を推進するものとする。</p> <p>加えて、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け、省エネルギー・環境分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。また、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」においても、省エネルギー分野で削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、多目的超電導、革新的生産プロセス、超軽量・耐熱構造材料及び二酸化炭素固定化・有効利用技術が特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。</p> <p><u>加えて、特定公募型研究開発業務を行うものとする。</u></p> <p>【産業技術分野】</p> <p>「未来投資戦略2017」に基づき、成長の実現に向けて、IoT、人工知能、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、産業技術分野においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0を世界に先駆けて実現するため、技術革新のスピード、ビジネス環境の変化等を踏まえつつ、ビッグデータのリアルタイム処理、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題に係るIoT・電子・情報技術開発、 ・我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の材料・ナノテクノロジー技術開発、 ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構における医療分野を除く、ゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組等のバイオシステム及びバイオテクノロジー技術開発、 ・これまでロボットが導入されていなかった分野へのロボット利用拡大に向けた新しいコンセプトの産業用ロボットの開発、ロボット技術の活用への期待が高い災害対応ロボットや無人システム、ロボット技術を活用したメンテナンス用機器の開発・導入支援等及び人工知能を含めた次世代ロボット技術等のロボット・AI技術開発、 ・新しい製造システムとして、大規模な生産設備が不要で、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減できる少量多品種生産に対応した製造システムの実用化に向けた技術、IoTやAI等を活用し、サイバー空間を活用した新たなものづくりシステムのためのネットワーク型のデジタルプラットホーム技術開発等のものづくり技術開発、 ・各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発、 <p>を重点的に推進するものとする。</p> <p>加えて、その他鉱工業に係る重要な技術であって、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に取り組むとともに、産業技術分野の国際展開支</p>	<p>る技術開発・技術実証を推進するものとする。</p> <p>加えて、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け、省エネルギー・環境分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。また、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」においても、省エネルギー分野で削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、多目的超電導、革新的生産プロセス、超軽量・耐熱構造材料及び二酸化炭素固定化・有効利用技術が特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。</p> <p>【産業技術分野】</p> <p>「未来投資戦略2017」に基づき、成長の実現に向けて、IoT、人工知能、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、産業技術分野においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Society5.0を世界に先駆けて実現するため、技術革新のスピード、ビジネス環境の変化等を踏まえつつ、ビッグデータのリアルタイム処理、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題に係るIoT・電子・情報技術開発、 ・我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の材料・ナノテクノロジー技術開発、 ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構における医療分野を除く、ゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組等のバイオシステム及びバイオテクノロジー技術開発、 ・これまでロボットが導入されていなかった分野へのロボット利用拡大に向けた新しいコンセプトの産業用ロボットの開発、ロボット技術の活用への期待が高い災害対応ロボットや無人システム、ロボット技術を活用したメンテナンス用機器の開発・導入支援等及び人工知能を含めた次世代ロボット技術等のロボット・AI技術開発、 ・新しい製造システムとして、大規模な生産設備が不要で、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減できる少量多品種生産に対応した製造システムの実用化に向けた技術、IoTやAI等を活用し、サイバー空間を活用した新たなものづくりシステムのためのネットワーク型のデジタルプラットホーム技術開発等のものづくり技術開発、 ・各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発、 <p>を重点的に推進するものとする。</p> <p>加えて、その他鉱工業に係る重要な技術であって、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に取り組むとともに、産業技術分野の国際展開支</p>

変 更 案	現 行
<p>援として、海外実証事業等を推進するものとする。</p> <p>また、我が国企業と優れた技術を有する外国企業の国際的な連携を促進し、海外市場展開を推進するため、国内外の企業による共同研究に対し、NEDOが外国の技術開発マネジメント機関とともに資金支援を行うコファンド事業を積極的に推進するものとする。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、システムを構成するコア技術分野（次世代パワーエレクトロニクス、革新的センサー等）が削減ポテンシャル・インパクトが大きい技術として特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。</p> <p><u>加えて、特定公募型研究開発業務を行うものとする。</u></p> <p>【新産業創出・シーズ発掘等分野】</p> <p>オープンイノベーションの推進を図りつつ、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献することにより、エネルギーシステム分野、省エネルギー・環境分野、産業技術分野における国内の中堅・中小・ベンチャー企業の育成を図り、有望な技術シーズを発掘し、新産業創出へつなげる<u>取組</u>を実施するものとする。</p> <p><u>加えて、特定公募型研究開発業務を行うものとする。</u></p> <p>なお、NEDOの積極的な技術分野ごとの取組を促すため、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標 4. - 1</p> <p>【目標】</p> <p>中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成を目標とする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画又は年度計画において明示するものとする。</p>	<p>援として、海外実証事業等を推進するものとする。</p> <p>また、我が国企業と優れた技術を有する外国企業の国際的な連携を促進し、海外市場展開を推進するため、国内外の企業による共同研究に対し、NEDOが外国の技術開発マネジメント機関とともに資金支援を行うコファンド事業を積極的に推進するものとする。</p> <p>「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、システムを構成するコア技術分野（次世代パワーエレクトロニクス、革新的センサー等）が削減ポテンシャル・インパクトが大きい技術として特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。</p> <p>【新産業創出・シーズ発掘等分野】</p> <p>オープンイノベーションの推進を図りつつ、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献することにより、エネルギーシステム分野、省エネルギー・環境分野、産業技術分野における国内の中堅・中小・ベンチャー企業の育成を図り、有望な技術シーズを発掘し、新産業創出へつなげる<u>取組み</u>を実施するものとする。</p> <p>なお、NEDOの積極的な技術分野ごとの取組を促すため、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標 4. - 1</p> <p>【目標】</p> <p>中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成を目標とする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画又は年度計画において明示するものとする。</p>
<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) 業務の効率化</p> <p>第4期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、平成29年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.10%の効率化を図るものとする。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) 業務の効率化</p> <p>第4期中長期目標期間中、一般管理費（人件費を除く）及び業務経費（特殊要因を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、平成29年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.10%の効率化を図るものとする。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状</p>

変 更 案	現 行
<p>況を公表するものとする。</p> <p>また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。</p> <p>さらに、NEDO・事業実施者間の双方でプロジェクト進捗に係る管理情報の共有が可能となる新たなプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の導入を図り、業務の効率化を図るものとする。</p> <p>（２）機動的・効率的な組織・人員体制</p> <p>関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用を目標を設定し、その達成に努めるものとする。</p> <p>特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。</p> <p>さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>（３）外部能力の活用</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p> <p>なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。</p> <p>（４）業務の電子化の推進</p> <p>電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めるものとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図るものとする。</p> <p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。</p> <p><u>2. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上</u></p> <p>（１）自己改革と外部評価の徹底</p>	<p>況を公表するものとする。</p> <p>また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。</p> <p>さらに、NEDO・事業実施者間の双方でプロジェクト進捗に係る管理情報の共有が可能となる新たなプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の導入を図り、業務の効率化を図るものとする。</p> <p>（２）機動的・効率的な組織・人員体制</p> <p>関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用を目標を設定し、その達成に努めるものとする。</p> <p>特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。</p> <p>さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>（３）外部能力の活用</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p> <p>なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。</p> <p>（４）業務の電子化の推進</p> <p>電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めるものとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図るものとする。</p> <p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。</p> <p><u>2. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上</u></p> <p>（１）自己改革と外部評価の徹底</p>

変 更 案	現 行
<p>全ての事業につき適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNE DO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。また、PDCAサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫くものとする。</p> <p>(2) 適切な調達の実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p><u>1. 財務運営の適正化</u></p> <p>第4期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。</p> <p><u>2. 繰越欠損金の減少</u></p> <p>基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図り、繰越欠損金を減少させる。具体的には、技術開発委託先等の技術開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益・売上納付の回収を引き続き進めるものとする。</p> <p>基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行うこととする。</p> <p><u>3. 自己収入の増加へ向けた取組</u></p> <p>独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。</p> <p>このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。</p> <p><u>4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組</u></p>	<p>全ての事業につき適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNE DO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。また、PDCAサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫くものとする。</p> <p>(2) 適切な調達の実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p><u>1. 財務運営の適正化</u></p> <p>第4期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。</p> <p><u>2. 繰越欠損金の減少</u></p> <p>基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図り、繰越欠損金を減少させる。具体的には、技術開発委託先等の技術開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益・売上納付の回収を引き続き進めるものとする。</p> <p>基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行うこととする。</p> <p><u>3. 自己収入の増加へ向けた取組</u></p> <p>独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。</p> <p>このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。</p> <p><u>4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組</u></p>

変 更 案	現 行
<p>各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。</p> <p><u>5. 債務保証経過業務</u></p> <p>新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、平成22年度に新規引受を停止しているが、債務保証先の適切な管理に加えて、既に発生した求償権については、回収の最大化に努め、本中長期目標期間中に業務を終了し、国から受けた出資金の残額を確定させたいうで国庫返納を完了することを目指す。</p> <p><u>VI. その他業務運営に関する重要事項</u></p> <p>上記のほか、NEDOの運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。</p> <p><u>1. 積極的な広報の推進</u></p> <p>産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な技術開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた技術開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。</p> <p><u>2. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進</u></p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進に関する規程を整備し、当該規程に基づきNEDO自身が作成・公表している「内部統制の推進に関する基本方針」・「行動計画」を定めるとともに、内部統制・リスク管理推進委員会を設置し、役職員の職務の執行が法令・規定等に適合することを確保するための体制、役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の確保、業務の適正を確保される体制等について、引き続き、着実に実行するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実・強化を図るものとする</p> <p>なお、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表するものとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化するものとする。</p> <p>さらに、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を、毎年度必ず実施するものとする。</p> <p><u>3. 不正事案への対処</u></p> <p>第3期中長期目標期間中に発生した研究費不正使用事案を踏まえ、</p> <p>① 外注費が一定割合・一定金額以上の事業であって、外注先が研究助成先と関係が深い会社である場合には、検査時に外注先への調査を実施する、</p> <p>② 確定検査又は中間検査には、必要に応じて、当該事業に関連する専門家を参加させる、</p>	<p>各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。</p> <p><u>5. 債務保証経過業務</u></p> <p>新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、平成22年度に新規引受を停止しているが、債務保証先の適切な管理に加えて、既に発生した求償権については、回収の最大化に努め、本中長期目標期間中に業務を終了し、国から受けた出資金の残額を確定させたいうで国庫返納を完了することを目指す。</p> <p><u>VI. その他業務運営に関する重要事項</u></p> <p>上記のほか、NEDOの運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。</p> <p><u>1. 積極的な広報の推進</u></p> <p>産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な技術開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた技術開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。</p> <p><u>2. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進</u></p> <p>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進に関する規程を整備し、当該規程に基づきNEDO自身が作成・公表している「内部統制の推進に関する基本方針」・「行動計画」を定めるとともに、内部統制・リスク管理推進委員会を設置し、役職員の職務の執行が法令・規定等に適合することを確保するための体制、役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の確保、業務の適正を確保される体制等について、引き続き、着実に実行するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実・強化を図るものとする</p> <p>なお、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表するものとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化するものとする。</p> <p>さらに、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を、毎年度必ず実施するものとする。</p> <p><u>3. 不正事案への対処</u></p> <p>第3期中長期目標期間中に発生した研究費不正使用事案を踏まえ、</p> <p>① 外注費が一定割合・一定金額以上の事業であって、外注先が研究助成先と関係が深い会社である場合には、検査時に外注先への調査を実施する、</p> <p>② 確定検査又は中間検査には、必要に応じて、当該事業に関連する専門家を参加させる、</p>

変 更 案	現 行
<p>③ 平成 26 年度以降実施することとしている「抜き打ち検査」の頻度を高める、などの再発防止策を策定するものとする。</p> <p>NEDOの活動全体の信頼性確保に向け、これら再発防止策を含む取組を徹底して実行し、外部からの通報への的確な対応を含め、NEDO自身が研究費不正使用事案を発見するよう努めるものとする。</p> <p>また、それでも発生する研究費不正使用事案については、不正行為の態様に応じて厳正に対処するとともに、不正の手段を踏まえた適切な再発防止策を改めて講じていくものとする。</p> <p><u>4. 情報セキュリティ対策等の徹底</u></p> <p>独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について（平成 26 年 6 月情報セキュリティ対策推進会議）を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。</p> <p>また、一部の部署において平成 2 8 年度から順次取得を開始した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO/IEC 27001 の全部署への適用を第 4 期中長期目標期間中のなるべく早い段階で実施し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。</p> <p><u>5. 情報公開・個人情報保護の推進</u></p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。</p> <p><u>6. 職員の能力向上と長期的なキャリア開発</u></p> <p>職員の意欲向上と能力開発として、個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図るものとする。</p> <p>また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設ける、技術開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の技術開発現場等の経験を積ませる、他機関からの出向職員受入による人材交流の促進、内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。</p> <p>(別紙) 評価軸</p> <p>別添 政策体系図</p>	<p>③ 平成 26 年度以降実施することとしている「抜き打ち検査」の頻度を高める、などの再発防止策を策定するものとする。</p> <p>NEDOの活動全体の信頼性確保に向け、これら再発防止策を含む取組を徹底して実行し、外部からの通報への的確な対応を含め、NEDO自身が研究費不正使用事案を発見するよう努めるものとする。</p> <p>また、それでも発生する研究費不正使用事案については、不正行為の態様に応じて厳正に対処するとともに、不正の手段を踏まえた適切な再発防止策を改めて講じていくものとする。</p> <p><u>4. 情報セキュリティ対策等の徹底</u></p> <p>独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について（平成 26 年 6 月情報セキュリティ対策推進会議）を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。</p> <p>また、一部の部署において平成 2 8 年度から順次取得を開始した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証である ISO/IEC 27001 の全部署への適用を第 4 期中長期目標期間中のなるべく早い段階で実施し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。</p> <p><u>5. 情報公開・個人情報保護の推進</u></p> <p>適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。</p> <p><u>6. 職員の能力向上と長期的なキャリア開発</u></p> <p>職員の意欲向上と能力開発として、個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図るものとする。</p> <p>また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設ける、技術開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の技術開発現場等の経験を積ませる、他機関からの出向職員受入による人材交流の促進、内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。</p> <p>(別紙) 評価軸</p> <p>別添 政策体系図</p>

変 更 案				現 行			
以 上				以 上			
(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸				(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸			
評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化)	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)	【エネルギーシステム分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化)	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)
		(技術開発マネジメントの機能強化)	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)			(技術開発マネジメントの機能強化)	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)
		(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進)	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)			(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進)	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)
		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援)	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)			(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援)	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)
		<u>(特定公募型研究開発業務)</u>	<u>(特定公募型研究開発業務)</u> ○NEDOが特定公募型研究開発業務に係る			<u>(特定公募型研究開発業務)</u> ・中間評価を実施した採択事業(ステータジゲートを通過した採択事業に限る。) において、外部評価委員会による中間	<u>(特定公募型研究開発業務)</u> ・中間評価を実施した採択事業(ステータジゲートを通過した採択事業に限る。) において、外部評価委員会による中間

変 更 案			現 行		
	<u>技術開発マネジメントに積極的に取り組んでいるか。</u>	<p>評価における「マネジメント」の評価項目の評点（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）において、外部評価委員会による中間評価における「成果」及び「実用化見通し」の評価項目の評点（モニタリング指標）</u> ・ <u>中間評価を実施した採択事業（ステージゲートを通過した採択事業に限る。）のうち、将来、国際標準化の提案を予定する事業数（モニタリング指標）</u> 			
2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成）</p> <p>○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合（評価指標） <p>（中長期計画において明示）</p>	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成）</p> <p>○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合（評価指標） <p>（中長期計画において明示）</p>
3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定）</p> <p>○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。</p>	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合（評価指標） ・ 海外技術情報の発信数（モニタリング指標） 	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定）</p> <p>○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。</p>	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合（評価指標） ・ 海外技術情報の発信数（モニタリング指標）
	<p>（人材の流動化促進、育成）</p> <p>○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>（人材の流動化促進、育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数（評価指標） <p>（中長期計画において明示）</p>		<p>（人材の流動化促進、育成）</p> <p>○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>（人材の流動化促進、育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数（評価指標） <p>（中長期計画において明示）</p>
4. 技術分野ごとの目標	<p>個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標（達成すべき技術水準や技術開発目標など）等が達成できているか。または、達成でき</p>	<p>中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況（評価指標）</p>	4. 技術分野ごとの目標	<p>個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標（達成すべき技術水準や技術開発目標など）等が達成できているか。または、達成でき</p>	<p>中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況（評価指標）</p>

変 更 案				現 行			
		る見込みであるか。				る見込みであるか。	
【省エネルギー・環境分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)	【省エネルギー・環境分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)
		(技術開発マネジメントの機能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)	(技術開発マネジメントの機能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。		(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)	
		(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか		(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)	
		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)	
		<u>(特定公募型研究開発業務)</u> ○NEDOが特定公募型研究開発業務に係る技術開発マネジメントに積極的に取り組んでいるか。	<u>(特定公募型研究開発業務)</u> ・中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)において、外部評価委員会による中間評価における「マネジメント」の評価項目の評点(評価指標) ・中間評価を実施した採択事業(ステ	[新設]		[新設]	

変 更 案			現 行			
		<p><u>ジゲートを通過した採択事業に限る。)</u> <u>において、外部評価委員会による中間</u> <u>評価における「成果」及び「実用化見</u> <u>通し」の評価項目の評点（モニタリ</u> <u>ング指標）</u></p> <p>・<u>中間評価を実施した採択事業（ステー</u> <u>ジゲートを通過した採択事業に限る。)</u> <u>のうち、将来、国際標準化の提案を予</u> <u>定する事業数（モニタリング指標）</u></p>				
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成） ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成） ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合（評価指標） （中長期計画において明示）</p>	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成） ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>（研究開発型ベンチャー企業の育成） ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合（評価指標） （中長期計画において明示）</p>
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。</p> <p>（人材の流動化促進、育成） ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合（評価指標） ・海外技術情報の発信数（モニタリング指標）</p> <p>（人材の流動化促進、育成） ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数（評価指標） （中長期計画において明示）</p>	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。</p> <p>（人材の流動化促進、育成） ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合（評価指標） ・海外技術情報の発信数（モニタリング指標）</p> <p>（人材の流動化促進、育成） ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数（評価指標） （中長期計画において明示）</p>
	4. 技術分野ごとの目標	<p>個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標（達成すべき技術水準や技術開発目標など）等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。</p>	<p>中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況（評価指標）</p>	4. 技術分野ごとの目標	<p>個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標（達成すべき技術水準や技術開発目標など）等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。</p>	<p>中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況（評価指標）</p>
【産業技術分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究	<p>（世界最先端の研究開発プロジェクトの実施</p>	<p>（世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化）</p>	【産業技術分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究	<p>（世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化）</p>

変 更 案			現 行		
成果の社会実装の推進	と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)	成果の社会実装の推進	と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)
	(技術開発マネジメントの機能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)		(技術開発マネジメントの機能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)
	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)		(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)
	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)
	<u>(特定公募型研究開発業務)</u> <u>○NEDOが特定公募型研究開発業務に係る技術開発マネジメントに積極的に取り組んでいるか。</u>	<u>(特定公募型研究開発業務)</u> <u>・中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u> <u>において、外部評価委員会による中間評価における「マネジメント」の評価項目の評点(評価指標)</u> <u>・中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u> <u>において、外部評価委員会による中間評価における「成果」及び「実用化見通し」の評価項目の評点(モニタリン</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>

変 更 案				現 行			
			<u>グ指標)</u> <u>・中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u> <u>のうち、将来、国際標準化の提案を予定する事業数(モニタリング指標)</u>				
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標) (中長期計画において明示)	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標) (中長期計画において明示)	
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合(評価指標) ・海外技術情報の発信数(モニタリング指標)	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合(評価指標) ・海外技術情報の発信数(モニタリング指標)	
		(人材の流動化促進、育成) ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	(人材の流動化促進、育成) ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標) (中長期計画において明示)		(人材の流動化促進、育成) ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	(人材の流動化促進、育成) ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標) (中長期計画において明示)	
	4. 技術分野ごとの目標	個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標(達成すべき技術水準や技術開発目標など)等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。	中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況(評価指標)	4. 技術分野ごとの目標	個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標(達成すべき技術水準や技術開発目標など)等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。	中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況(評価指標)	
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)	【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)	

変 更 案				現 行			
		極的に取り組んでいるか				極的に取り組んでいるか	
		<p><u>(特定公募型研究開発業務)</u></p> <p><u>○NEDOが特定公募型研究開発業務に係る技術開発マネジメントに積極的に取り組んでいるか。</u></p>	<p><u>(特定公募型研究開発業務)</u></p> <p>・<u>中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u>において、外部評価委員会による中間評価における「マネジメント」の評価項目の評点(評価指標)</p> <p>・<u>中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u>において、外部評価委員会による中間評価における「成果」及び「実用化見通し」の評価項目の評点(モニタリング指標)</p> <p>・<u>中間評価を実施した採択事業(ステージゲートを通過した採択事業に限る。)</u>のうち、将来、国際標準化の提案を予定する事業数(モニタリング指標)</p>			[新設]	[新設]
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	<p>(研究開発型ベンチャー企業の育成)</p> <p>○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>○研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たしているか。</p>	<p>(研究開発型ベンチャー企業の育成)</p> <p>・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標)(中長期計画において明示)</p> <p>・NEDO支援額に対する民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額比率(評価指標)</p>			<p>(研究開発型ベンチャー企業の育成)</p> <p>○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>○研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たしているか。</p>	<p>(研究開発型ベンチャー企業の育成)</p> <p>・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標)(中長期計画において明示)</p> <p>・NEDO支援額に対する民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額比率(評価指標)</p>
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	<p>(人材の流動化促進、育成)</p> <p>○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>(人材の流動化促進、育成)</p> <p>・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標)(中長期計画において明示)</p>			<p>(人材の流動化促進、育成)</p> <p>○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。</p>	<p>(人材の流動化促進、育成)</p> <p>・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標)(中長期計画において明示)</p>
(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。				(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。			

変 更 案	現 行
<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に係る政策体系</p> <p>○国の政策：国家戦略等の政府方針</p> <p>未来投資戦略、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、エネルギー・環境イノベーション戦略、科学技術・イノベーション総合戦略、科学技術基本計画、等</p> <p>○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第4条抜粋）</p> <p>非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p> <p>・産業技術政策等の実施機関として、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていくため、国内外の有望技術の動向把握・分析等の技術インテリジェンス機能を強化。併せて、成果の社会実装を前提とした研究開発プロジェクト等を推進。 ・新規性・機動性に富んだベンチャーの振興を図るため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施するとともに、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方等に関する共有・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>技術開発プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクは高いが産業競争力向上等のために投資すべき分野に適切に技術開発資金を配分。 ・企業や大学・公的研究機関の研究チームを結集し、技術開発マネジメントを通じて、プロジェクトを実施。 ・このためのインテリジェンスを蓄積し、長期的な戦略を構築。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>中堅・中小・ベンチャー企業の技術の実用化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援。 ・実用化・事業化のための技術開発助成等により技術開発リスクを低減。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>オープンイノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のオープンイノベーションの取組を推進すべく、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」のための共同研究等を支援。 </div> </div>	<p>国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に係る政策体系</p> <p>○国の政策：国家戦略等の政府方針</p> <p>未来投資戦略、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、エネルギー・環境イノベーション戦略、科学技術・イノベーション総合戦略、科学技術基本計画、等</p> <p>○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第4条抜粋）</p> <p>非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p> <p>・産業技術政策等の実施機関として、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていくため、国内外の有望技術の動向把握・分析等の技術インテリジェンス機能を強化。併せて、成果の社会実装を前提とした研究開発プロジェクト等を推進。 ・新規性・機動性に富んだベンチャーの振興を図るため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施するとともに、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方等に関する共有・普及啓発を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>技術開発プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクは高いが産業競争力向上等のために投資すべき分野に適切に技術開発資金を配分。 ・企業や大学・公的研究機関の研究チームを結集し、技術開発マネジメントを通じて、プロジェクトを実施。 ・このためのインテリジェンスを蓄積し、長期的な戦略を構築。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>中堅・中小・ベンチャー企業の技術の実用化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援。 ・実用化・事業化のための技術開発助成等により技術開発リスクを低減。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>オープンイノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のオープンイノベーションの取組を推進すべく、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」のための共同研究等を支援。 </div> </div>

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第四期中期目標の変更に関する新旧対照表

新	旧
<p>第 1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</p> <p>(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)</p> <p>(略)</p> <p>機構は、こうした国の資源政策を実現する中心の実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑽と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。また、機構が有する知的財産を含めた研究開発成果に関して、機構の事業目的に即した形での実用化・事業化及び社会実装を図るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第34条の6第1項の規定に基づく機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して行う出資及び人的・技術的援助の実施について、財源等を踏まえつつ積極的に検討を行うものとし、援助に当たっては体制・諸規定を整備し、適切な運営に努める。</p> <p>(第 4 期中期目標の重点課題)</p> <p>(略)</p>	<p>第 1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割</p> <p>(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)</p> <p>(略)</p> <p>機構は、こうした国の資源政策を実現する中心の実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑽と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。</p> <p>(第 4 期中期目標の重点課題)</p> <p>(略)</p>

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第四期中期目標の変更に関する新旧対照表

新	旧
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援 (略)</p> <p>(4)技術開発・人材育成 (略)</p> <p>①技術開発 (略)</p> <p>・機構が単独又は我が国企業と共同で開発・実証してきた技術について、機構が積極的な関与を行い、資源開発の現場に適用することにより、当該技術の更なる高度化及び実用化並びに社会実装につなげる。その際、機構が有する様々な支援ツール、技術力・ノウハウ等に加え、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6に基づき、機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して出資及び人的・技術的援助を行う。</p> <p>・TRC は、機構内の技術開発部門のみならず、その他の部門との連携や、我が国企業・他の研究機関、外国企業との連携を抜本的に強化する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項 (1)適切な業務の管理</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援 (略)</p> <p>(4)技術開発・人材育成 (略)</p> <p>①技術開発 (略)</p> <p>・TRC は、機構内の技術開発部門のみならず、その他の部門との連携や、我が国企業・他の研究機関、外国企業との連携を抜本的に強化する。</p> <p>(略)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項 (1)適切な業務の管理</p>

国立研究開発法人土木研究所 第4期中長期目標（第1回変更）（案）新旧対照表

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け</p> <p>国は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における政策課題を解決するために実施する事業・施策を、効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠である」とするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、「技術研究開発を推進する」<u>並びに「社会資本整備・管理等を効果的に推進する」</u>ことを掲げている。</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>国土交通省技術基本計画は、政府の科学技術基本計画や<u>未来投資戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえ、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めている。</p> <p>(略)</p> <p>4.～5. (略)</p>	<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け</p> <p>国は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における政策課題を解決するために実施する事業・施策を、効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠である」とするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」ことを掲げている。</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>国土交通省技術基本計画は、政府の科学技術基本計画や<u>日本再興戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえ、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めている。</p> <p>(略)</p> <p>4.～5. (略)</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>第2章 （略）</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や<u>未来投資戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・ 成果の普及</p>	<p>第2章 （略）</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や<u>日本再興戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。</p> <p>（略）</p> <p>1. ～3. （略）</p> <p>※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>・ 成果の普及</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、成果発表会、メディアへの発表等を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けるものとする。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表するものとする。また、積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発の成果について、全国展開を進める。<u>さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を推進するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>・他の研究機関等との連携等</p> <p>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流、<u>政府出資金を活用した委託研究</u>等により国内外の公的研究機関、大学、<u>民間企業並びに</u>民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>第4章～第5章 （略）</p>	<p>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学協会での報告、内外学術誌等での論文発表、成果発表会、メディアへの発表等を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けるものとする。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表するものとする。また、積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発の成果について、全国展開を進める。</p> <p>（略）</p> <p>・他の研究機関等との連携等</p> <p>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>第4章～第5章 （略）</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理について、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、<u>出資の活用も含めて</u>普及活動に取り組み<u>知的財産の活用</u>促進を図るものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理について、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、普及活動に取り組み活用促進を図るものとする。</p> <p>(6) (略)</p>

国立研究開発法人建築研究所 第4期中長期目標（第1回変更）（案）新旧対照表

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け</p> <p>国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における政策課題を解決するために実施する事業・施策を、効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠である」とするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」<u>並びに「社会資本整備・管理等を効果的に推進する」</u>ことを掲げている。</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>国土交通省技術基本計画は、政府の科学技術基本計画や<u>未来投資戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画等の関連計画を踏まえ、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めていることから、建研は、国土交通省技術基本計画を踏まえて、国が行う温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け</p> <p>国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備等を図ることを任務としており、国土交通省技術基本計画において、「国土交通行政における政策課題を解決するために実施する事業・施策を、効果的・効率的に行うためには、それらを支える技術が不可欠である」とするとともに、国土交通省政策評価基本計画において、政策目標及び施策目標として、「技術研究開発を推進する」ことを掲げている。</p> <p>(略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 国の政策・施策・事務事業との関係</p> <p>国土交通省技術基本計画は、政府の科学技術基本計画や<u>日本再興戦略</u>、国土形成計画、社会資本整備重点計画等の関連計画を踏まえ、国土交通行政における事業・施策のより一層の効果・効率の向上を実現し、国土交通技術が国内外において広く社会に貢献することを目的として、技術政策の基本方針を示し、技術研究開発の推進と技術の効果的な活用、技術政策を支える人材育成等の重要な取組を定めていることから、建研は、国土交通省技術基本計画を踏まえて、国が行う温室効果ガスの排出削減や安全・安心をはじめとする持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等を推進するものとする。</p> <p>(略)</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>4.～5.（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)研究開発等の基本方針</p> <p>建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。</p> <p>したがって、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。</p> <p>そのため、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.(4)において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に</p>	<p>4.～5.（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1)研究開発等の基本方針</p> <p>建築・都市計画技術は、社会的な重要課題に対して迅速・的確に解決策を提供するために、多様な要素技術をすりあわせたり統合したりすることで新たな技術を構築する社会的な技術であり、時々刻々と変化する社会的要請や国民の生活実感等の多様なニーズを的確に受け止め、研究開発を行うことが重要である。</p> <p>したがって、建研は、建研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画、国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画を踏まえるとともに、建築・都市計画技術に対する社会的要請や国民のニーズを的確に受け止め、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがある研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。その際、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。</p> <p>そのため、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.(4)において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関並びに民間企業等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、人的交流並びに政府出資金を活用した委託研究等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとし、また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施</p> <p>研究開発成果の最大化を図るため、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施するものとする。</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合等には、的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、技術の指導を的確に実施するものとする。</p>	<p>国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学・研究機関等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとし、また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 技術の指導及び成果の普及等の実施</p> <p>研究開発成果の最大化を図るため、次のア)及びイ)に掲げる取組を実施するものとする。</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合等には、的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準を作成するための技術的支援をはじめ、技術の指導を的確に実施するものとする。</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>また、建研法第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。</p> <p>さらに、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。</p> <p>イ) 成果の普及等</p> <p>研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。<u>さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を推進するものとする。</u></p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>研究開発等に関する事項は、本中長期目標の期間における最重要の課題である。</p> <p>2. (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>また、建研法第14条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。</p> <p>さらに、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。</p> <p>イ) 成果の普及等</p> <p>研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。</p> <p>また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。</p> <p>【重要度：高】【優先度：高】</p> <p>研究開発等に関する事項は、本中長期目標の期間における最重要の課題である。</p> <p>2. (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p>

第4期中長期目標（変更後）	第4期中長期目標（変更前）
<p>1. (略)</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、<u>出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. その他の事項</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るものとする。</p> <p>(6) (略)</p>

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所第1期中長期目標（第1回変更）新旧対照表

第1期中長期目標（変更後）	第1期中長期目標（変更前）
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p><u>研究所は研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上を図るため、以下の取組を実施するものとする。なお、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の2. 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発等、3. 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発等、4. 電子航法に関する研究開発等とする。また、これらの取組と連携し、又は各分野共通して実施するものとして1. 分野横断的な研究の推進等、5. 研究開発成果の社会への還元、6. 戦略的な国際活動の推進を実施する。</u></p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 研究開発成果の社会への還元</p> <p>研究所は、上記1. ～4. における研究開発成果を活用し、行政への技術的支援、他機関との連携及び協力等を通じて我が国全体としての研究成果を最大化するため、次の事項に取り組む。</p> <p>【重要度：高】 行政への支援や他機関との連携及び協力等による研究所の研究開発成果の社会への還元は、国土交通省の政策目標の実現に不可欠であるため。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 橋渡し機能の強化</p> <p>研究所の優れた技術シーズを社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等との共同研究、</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (新設)</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 研究開発成果の社会への還元</p> <p>研究所は、上記1. ～4. における研究開発成果を活用し、行政への技術的支援、他機関との連携及び協力等を通じて我が国全体としての研究成果を最大化するため、次の事項に取り組む。</p> <p>【重要度：高】 行政への支援や他機関との連携及び協力等による研究所の研究開発成果の社会への還元は、国土交通省の政策目標の実現に不可欠であるため。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 橋渡し機能の強化</p> <p>研究所の優れた技術シーズを社会に還元するために、学術的なシーズを有する大学や産業的なニーズを有する民間企業等との共同研究、</p>

第1期中長期目標（変更後）	第1期中長期目標（変更前）
<p>受託研究、<u>政府出資金を活用した委託研究、人事交流</u>、研究所からの研究者派遣等の取組を推進する。</p> <p>また、研究所の大型試験設備、人材、蓄積された基盤技術を核として、外部との連携を促進する研究プラットフォームとしての機能強化を図る。</p> <p><u>さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を推進する。</u></p> <p>(4) 知的財産権の普及活用</p> <p>知的財産権については、有用性、保有の必要性等を検討し、コストを意識した管理を行いつつ、<u>出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図る</u>とともに、技術のグローバル化に向けた国際特許の取得も視野に入れた戦略的な取組を推進する。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>受託研究や人事交流、研究所からの研究者派遣等の取組を推進する。</p> <p>また、研究所の大型試験設備、人材、蓄積された基盤技術を核として、外部との連携を促進する研究プラットフォームとしての機能強化を図る。</p> <p>(4) 知的財産権の普及活用</p> <p>知的財産権については、有用性、保有の必要性等を検討し、コストを意識した管理を行いつつ、<u>産業界への普及、活用の促進に努めるとともに、技術のグローバル化に向けた国際特許の取得も視野に入れた戦略的な取組を推進する。</u></p> <p>(5) (略)</p>